

第百三回国会 文教委員会 議 録 第 六 号

昭和六十年十一月二十九日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 石橋 一弥君

理事 白川 勝彦君

理事 佐藤 誼君

理事 池田 克也君

青木 正久君

榎本 和平君

田川 誠一君

二階 俊博君

渡辺 栄一君

佐藤 徳雄君

中西 績介君

伏屋 修治君

山原健二郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣

文部 大臣

厚生 大臣

出席政府委員

臨時教育審議会

事務局次長

文部大臣官房長

文部大臣官房総

務審議官

厚生大臣官房審

議官兼内閣審議

委員外の出席者

大蔵省主計局共

済課長

文部大臣官房福

利課長

日本国有鉄道共

済事務局次長

理事 大塚 雄司君

理事 船田 元君

理事 馬場 昇君

理事 中野 寛成君

白井日出男君

北川 正恭君

中村 靖君

町村 信孝君

木島晋兵衛君

田中 克彦君

有島 重武君

藤木 洋子君

江田 五月君

竹下 登君

松永 光君

増岡 博之君

齋藤 諒淳君

西崎 清久君

五十嵐耕一君

山内 豊徳君

坂本 導聰君

岡林 隆君

小玉 俊一君

参考人 有田 一壽君
(臨時教育審議会第三部会長)

参考人 保坂 榮一君
(私立学校教職員共済組合理事)

参考人 長 文教委員会調査

室長 高木 高明君

十一月二十八日

私学助成の大幅増額に関する請願(網岡雄君紹介)(第四七四号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願(井上泉君紹介)(第四七五号)

同(阿部未喜男君紹介)(第四九四号)

同(山下八洲夫君紹介)(第四九五号)

同(阿部未喜男君紹介)(第五五三三号)

同(頼崎博義君紹介)(第五五四号)

同(辻第一君紹介)(第五五五号)

同(松本善明君紹介)(第五五六号)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第六一一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百一回国会開法第八二二号)

文教行政の基本施策に関する件

○阿部委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を

進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本件調査のため、本日、臨時教育審議会第三部会長有田一壽君に参考人として御出席を願ひ、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。佐藤誼君。

○佐藤(誼)委員 有田さん、きょうは、お風邪を召しているようにも聞いておりますが、御出席大変御苦労さまでございます。

有田さん、きょう参考人として御出席をいただきましては、去る十一月十三日、衆議院の文教委員会に参考人として出席していただいた際に、有田参考人の新聞発表の記事が問題にされ、その件については理事会で後日検討することになったのであります。本日はそれとの関連で出席していただいておりますので、私の方から逐次質問を関連においてさせていただきますと思っております。

なお、その点については後でずっと逐次質問してまいります。まず最初に、十一月十三日以降の臨教審の審議にかかわる部分でお尋ねしておきたいと思っております。

そこで、まず第一に、ここに「教員の資質向上の方策(二次案)」六十一年十月七日 第三部会」という資料がございます。たしかこの前もお聞きいたしました。この案が十一月二十日の臨教審の総会で議論されたときの素案だと思っております。

が、どうなんでしょうか。

○有田参考人 そのとおりであります。

○佐藤(誼)委員 それじゃ、これに基づきまして十一月二十日の臨教審総会で議論にされたと思われる部分が新聞で報道されております。その新聞の報道に基づきまして若干確認をさせていただきたいと思っております。ひとつ御答弁を願いたいと思っております。

第一は、初任者研修制度について質問をいたします。

新聞の報道によれば、その内容が、一年間程度の研修を制度化すること自体は大方の賛成を得た。次に、教職適格審査会で最終的にチェックする提案には反対論が多く出た。次に、一年間の初任者研修の終わった者は教育委員会の責任で採用する。以上三つが、私が見た新聞の報道ではなされておるのですが、大筋間違いないでしょうか。

○有田参考人 大筋間違いないと思います。そのとおりでございます。

○佐藤(誼)委員 それじゃ引き続きまして、教職適格審査会の設置について質問いたします。

これまた新聞の報道に基づいての質問でございますが、この名称を教職適性審査会と呼ぶことにしたという報道になっております。

次に、この教職適格審査会の問題は一時棚上げにし、第一部会と第三部会で、まず教育委員会の活性化の方策について検討することにした。この検討の結果を踏まえて、来年一月の「審議経過の概要(その3)」を取りまとめる際再度適格審査会設置の是非について問う形になっているというよう報道がなされておりますが、これも大筋間違いないでしょうか。

○有田参考人 それも大筋先生御指摘のとおりでございます。

○佐藤(誼)委員 それでは、次に質問を進めま

す。

私の手元に去る十一月十三日の文教委員会の議事録がございます。この議事録に基づきながら、若干この前と関連させながら質問させていただきます。

十一月十三日のときも質問いたしましたが、その同じ日に朝日新聞で報道された記事でございませうけれども、この記事の中の「好ましくない教師は、二割はいる。」という有田参考人の発言に対して、私は、いかなる根拠に基づいて一割、二割と言っているのかという点について質問しました。そのことについてあなたが答弁したのを議事録で見ますと、正確な数字を出せと言われても、出すほどの力もありませんし、それは正確かと言われれば、正確であるとも言いかねます。いろいろ聞いたりそういう機会が割合に多いものですか、その結果の私の判断です、そしてずっとそのくだりをいきますと、最後に、そうでないんだという数字も出しにくいのじゃないかと、うかうかという形で締めくくって、言うなれば最後の方は聞き直った形で答弁しているわけでありませう。

それで、重ねて質問でありますけれども、今の議事録で明らかのように、なぜ根拠もはっきりしない、しかも私の判断という、言うなれば独断で天下の公器である新聞にこのような、概数とはいながらも数字を挙げてまで発言をしているのか、真意をつかみかねますので、重ねてその辺についてあなたの考え方を聞きたいと思うのです。

○有田参考人 教育委員会あるいは学校関係者等に会う機会が多々ございまして、また私も求めてそういう機会を求めているわけでありませうが、その結果私の得た感触を先般申し上げたわけでありませう。あくまで感触でございまして、先般も数的根拠を示せという先生の御指摘でありませうけれども、数的根拠といっても私の感触でありますから根拠は示せませんということを申し上げたわけでございます。

今後、このような学校現場の評価にかかわる事項につきましましては、慎重に発言するように努めたいと思っております。次第でございませう。

○佐藤(健)委員 最後に、慎重に発言をしたいということがありましたから、それなりの反省の上に立っていると思ひます。しかし、今あなたは感触に基づいて述べたと言ひますけれども、あなたは感触に基づいて述べたかもしれません。しかし、この新聞を見た多くの方々、現場の教師は、不満や不平や驚きやいろいろなあつたと思うのです。またこの中には、「昼寝中のような教務もある。採用面では情実がうす巻く」というような、これは新聞の報道です。しかし、あなたがこれに関連するような発言をされたとすれば、これは極めて事は重大だと思ひます。御承知のとおり、今全国の教師は教育現場において悩み、迷ひ、しかし多くの教育問題をいかに解決するかと血みどろの努力をされているのです。教育委員会だつてある面からいへばそうだと思うのです。それをあなたは、言うならば感触で得たというふうなことでこのよう重大な発言をされるということ、は、しかもあなたは、今国民挙げて注目している臨教審の第三部会長として、そういうことは、私は極めて不謹慎であり不穩当な発言だと思ひます。したがって、私はあなたに重ねて聞きますけれども、この十一月十三日の報道に関する私の発言は極めて遺憾であつて、今後このような不謹慎な発言はしないということをここではっきり言つてもらひたい。どうですか。

○有田参考人 先ほど申し上げましたように、学校現場の評価にかかわるような問題につきましましては慎重に発言するようにしたいということを申し上げたわけでございますが、撤回せよというお言葉ではなかつたと思ひますが、今後極めて慎重に発言をせよという御指摘であつたと思ひます。したがひまして、個人の感触を述べたものであつて、今後は慎重にいたしたいということを御了解願ひたいと思ひ次第でございませう。

○佐藤(健)委員 今後慎重にということですが、

この中で一割、二割という数字が出てくるものですか、私はこの部分については撤回してもらひたいのですが、どうですか、これは数字であるだけに。

○有田参考人 私の感触、一、二割という感触を得たということは、この前も申し上げましたように事実でございまして、これをそうではないという撤回は私はいたしません。

先般はこれを持ち合わせておりませんでしたから、きょうは私も持つてまいつたのですけれども、ここに書いてございませうに、「多少出世を考えたり、組合運動をしたりしても悪いとはいえないし、正義感の強い教師は校長の言う通りに動かないだらう。だから、八、九割の教師は一生懸命やつてと思う。しかし、好ましくない教師は、一、二割はいる。何人かの校長に聞いたが、「なるべくならよその学校に行つてほしい」という教師が必ず一、二割いて、各学校でたらい回しになつていくという。私もが資質向上をいっているのは、とくにその一、二割を念頭に置いている」ということで、八、九割は一生懸命やつていくというところを最初に言つていくわけでございます。しかし、しかもその後、好ましくないという教師は資格審査会で排除する対象なのかという新聞記者の質問に対して、決してそうではないということ、その次にその述べたところをございませうので、御不満でありませうが、この一、二割というの撤回せよと言われましても、それは撤回はいたしません。

○佐藤(健)委員 撤回はいたしませんと言ひのだけれども、八割、九割ははじめにやつていくのだけれども、裏を返せば一割、二割は好ましくない、ふまじめだとは断言しませうけれども、そういうグループに属すると言ひます。この八割、九割と一割、二割は何を根拠にして言つていくのですか。あなたの感触で得た事実だなどというのを言ひますが、そんな感触でこういふ数字を挙げられたのでは、現場の皆さんはたまつたものじゃないと思ひます。どうなんですか。この一割、二割とか

八割、九割という数字は撤回してくださいよ。

○有田参考人 先ほど申し上げましたように、現場の校長あるいは先生方あるいは教委等教育関係者に聞く機会が多々ございまして、その結果私の得た感触でありまして、根拠がないと言へば根拠はないと思ひますが、根拠があると言へば根拠がある。ただ、先般も、はっきり数字を示せという御指摘がありましたが、それは示せませんというところを正直に申し上げたわけでございます。

○佐藤(健)委員 一割、二割と言つたからには、この数字の根拠を示さなければならぬのです。例えば、私は学校におけるいじめとか非行の問題をここで議論することがありますけれども、それを数字であらわしたりいろいろありますよ。しかしそれは、警察庁の何月何日の調査によればとか、文部省のこういう調査によればとかいう前提をつけて数字を挙げている、こういう公的なところでは、しかも、あなたは、ここで指摘されたにもかかわらず、数字を挙げながら、根拠はないと言ひながら撤回しないというのは不穩当じゃないですか、なぜ撤回しないのですか。根拠を明らかにしなさい。

○有田参考人 理屈張るようでありますけれども、いふところ私に言つておるわけでありまして、ではそれを撤回して五割だと言ひ直せと言われましても、感触としては一、二割、それから八、九割という先生方は立派にやつていくということですから、その一、二割というのは別に問題教師と言つていくわけではございませう、後に書いてありますように、使命感、職業感が足らないとか、生徒、父兄から信頼されていないとか、そういう少し広い意味でつかまつた場合の数字を一、二割と言つていくわけ、問題教師かという質問に対して、決して問題教師ではない、問題教師というのはいかような教師である、これは徹々たる数であるというのを後に今の新聞に言つてあるところをございませうので、撤回をせよと言われましても、これを撤回するということは私は考え

ておりません。

○佐藤(誼)委員 あなたが数字を挙げているから、私はそのことに撤回を求めているのです。この世界だって、人が集まっているときに、その人の価値判断なり価値基準によって違いますが、それも、言うなれば、何人かの問題のある方であるとかいふような方があるというところは常識ですよ。そういう一般的な表現であればこれは許容の範囲に入ると思っています。しかし、数字を挙げていますから、じゃ根拠は何ですか、しかも教員の現場からいえば問題視されている問題ですから、私はそのことを聞いています。はっきりしないならば、この際は数字を撤回しまして、一般的な表現であるならばそれはそれなりの対応の仕方がやはりありますから。ただ、どうしたってあなたが数字を撤回しないと言われれば、撤回しないと言わざるを得ないのですよ。どうなんですか。

○有田参考人 八、九割ということは大部分という意味にも置きかえられると私は考えておりますが、その大部分というのを八、九割と言ったわけでごさいます。それを除いた一部少数の者というのを一、二割という表現をしたわけでごさいます。数字というよりも感触ということの表現であることを御理解いただきたいと思ひます。

○佐藤(誼)委員 これ以上やっても御問答みたいなことで深入りしますからやめますけれども、感触でもって多少ということを一、二割だとか八、九割だというふうに言ったとするならば、そういう根拠のない数字を挙げるなんという自体が非常識だと思ひます。もしあなたの言をかりるならば、発表の仕方の是非は別にしても、多少とか何人かというふうな単語で述べたのだとしたらそれはそれなりの許容の範囲に入ると思ひますけれども、数字を挙げて好ましくない教師が一、二割いるなんて天下の朝日新聞にあなたが出すということは不謹慎ですよ。どうなんですか、これはもう一遍だけ。数字の部分だけは撤回しなさいよ。

○有田参考人 先ほど申し上げましたように、い

ろいろ学校現場その他に聞いた結果の私の感触でございましてということでありまして、それと、大部分はよくやっているということを表示し、その裏で一、二割は好ましくないというところは、資質向上をやらなければいけないという問題に就いて私の発言でございまして、それを撤回せよと言われまして、その程度、好ましくないという、これは物差しというのか、どこまでを好ましいか好ましくないかというその言葉の意味と密接に関連してくると思ひますから、別に問題教師と言っているわけではないので、今職業感が不足したり、まだ指導法が不十分であったり、そういう教師は一、二割はいるというふうには私は感触を得たものですから、それを正直に言っているわけでごさいます。撤回を私に迫られまして、仮に私が撤回をすると言つてじゃどうなんだといへば、私はそれ以外の答えが出ませんので撤回をしないということを申し上げておるわけでごさいます。

○佐藤(誼)委員 私は、問題の教師とかなんだかというそのことの表現も問題なだけども、あなたは数字を挙げて言っているから、その数字の部分は一、二割という表現は不適切であった、それを撤回しなさい。その後、多少云々とか問題の教師云々は、これはいろいろ見方、考え方、価値観のとおり方違いますから、それはまた別の議論になると思ひます。それじゃ、数字を一割ないし二割とか八割、九割と挙げたことはあなたは適切だと思ひますか。適切だと思ひますのか、適切でないのか、どうなんですか。

○有田参考人 適切だとは思ひません。

○佐藤(誼)委員 だったら撤回すればいいじゃないか、素直に。その部分どうなんですか。

○有田参考人 数字は挙げて、大部分とか一部分とかいう表現の方がいいは適切であったかも知れませんが、そういう意味では、今後そういう数字を挙げて何らかの意味で公にしたいというところを考慮しております。

○佐藤(誼)委員 頭が固いというか頑迷固陋というか、そこまで不適切であった、適切ではなかつ

たと言つたならば、そういう一割、二割なんていう数字を撤回するというところに何でそんなにこだわるのですかね。私はこれ以上言いませんけれども、このことは教育現場なり関連の皆さんに大きな衝撃なり影響を与えていますから、この部分は、後ほどあなたに對する臨教審委員としての私たちの見解を述べますから、このことは以上にしておきます。

それから、十一月十三日の文教委員会でも質問しましたが、七月二十四日の朝日新聞の記事について重ねて質問したいと思ひます。

つまり、七月二十四日の朝日新聞でありますけれども、この記事について私が前回の文教委員会でも質問いたしましたところ、この記事は「私自身で筆をとって書いたものでございまして、そのとおりであります」というふうに言っておりますね。この点はどうですか。

○有田参考人 そのとおりであります。

○佐藤(誼)委員 それじゃ、それに基づきまして続いて質問いたします。

まず、この記事を見ますと、「学校の荒廃に對する教師の立場」に触れて、その中で教師の組合活動や教職員団体である日教組を特定して批判し、最後に「日教組の反対を押し切つても教員の資質向上に取り組み」と強調しておりますね。これはあなたも認められておると思ひます。同時に発表された教育陪審制度ですか、当時これはいわゆる問題教師を排除すると称して陪審制度の構想を発表しているわけですか。その発表に当たって、なぜ組合活動や日教組を特定して批判して挙げているのか、その真意がはかりかねるのです。つまり端的に申しますと、問題教師を排除するそういう発想に基づいて教育陪審制度の構想を発表しているわけですか。その前段の部分で、なぜ組合活動や日教組を特定して批判しているのか、ここに関連があるのかないのか。どうなんですか。

○有田参考人 これは先般も御指摘をいたしたい、私もまた答弁を申し上げたところであります。が、最初に「学校の荒廃に對する教師の立場」というタイトルで、別に日教組とは書いてありません。ただ、今御指摘のとおり、戦後の教育において「学校の荒廃が始まる前に教師の荒廃が始まっていた」と指摘できるというところを書いたことは事実。その後、ストライキによる授業放棄、その他赤旗を立てての教育委員会前での座り込み等、私がずっと書いておりましたが、これはあるいはとり方によっては、それは教職員団体に対する批判ではないかと言われれば、そうでないとも申しません。言葉は日教組とは使っていないけれども、そうそうへ理屈で逃げるつもりもございせん。

ただ、その後問題教師の排除について書いてあるところがありますけれども、それはこの前も御答弁申し上げたところでありまして、その前段に書いたそういう荒廃現象についての分析と、次に問題教師を排除するというところとは直接にリンクさせているわけではございせんといふことを申し上げたはずでございまして、別でございまして。したがって、例えばストライキに参加したから問題教師として排除するのとかいへば、全然それとは関係ありませんといふことも申し上げたと思ひます。したがって、決して直接に關係しているといふことを言っているわけではございせん。

○佐藤(誼)委員 直接に關係するとは言っていないといふことを言いますが、最後のくだりへいきまして、特に最後の締めくくりに、「有田氏は「日教組の反対を押し切つても教員の資質向上に取り組み」と強調している。この締めくくられているのですね。なぜ、「日教組の反対を押し切つても」ということで、構想を発表するに当たって、予断をもつて、日教組が反対するだろうというふうなことでございまして強調しているのか。つまり、ここに日教組という特定の教職員団体を挙げて強調しているゆえんは何なのかということなんです。おわかりですか。

そういう意味で、私は、どう見ても組合活動や日教組を予断をもつて敵視している、こういう言

動は、少なくともこれから教育改革をやるという臨教審の委員としては極めて不適切、不謹慎な言動、発言と言わなければならぬので、この点については陳謝をするか撤回をしてもらわなければならぬというふうに思いますが、その点はどうですか。

○有田参考人 御不満ではあると思いますが、私も、多少理屈張って言えば、やはりそれそれ思想、信条は自由でございまして、私も、戦後からの教職の長い経験の中で、また県の教育委員を務めたりした中で私が感じたこと、それが私の現在の信条になっておるわけでございまして、それが先生の言われる日教組に対する見解あるいは批判が一方的に強過ぎるのではないかと言われればそうかも知れませんけれども、これはやはり先生が日教組の運動は正しいんだとお考えになると同様、私もまた今までのこの日教組の行動を外部から見てもいいまして、適当ではなかったものが多量あるというふうな感觸を持ったわけでございまして、これを今撤回と申しまして、これは撤回するということではできません。

○佐藤(連)委員 私は、日教組の運動が正しいとか正しくないとか、そういうことを言っているのじゃないのです。あなたの教育陪審制度の発想そのものが、問題教師を排除するためにこういう制度をつくってやらなければならぬと思うがという構想を述べて、その構想を述べた同じ時点で組合活動の批判や日教組に対するそういう見解を述べているわけですから、そういうふうな問題教師排除云々と言いつつ、それと関連する形で組合活動やとりわけ日教組という固有な名詞を取り上げてなげきでございまして、形で発表しなければならぬのか。日教組運動が正しいか悪いかというのを私ここで論じようとは思わないのです。教職員団体だっていいじゃないですか。教職員の活動といたって広い分野にあるでしょう。その大きな分野と団体がたくさんある中から、なぜ組合活動と日教組だけを取り上げて、特定して、しかも予断と偏見をもって反対しても押し切るなどという

談話をあらかじめ発表しなければならぬのか。そこにあなただけの予断と偏見が入り過ぎているのじゃないかと言っているわけですから。

だから、日教組をどう思うかということとはそれそれ個人の価値基準なり判断ですから、そんなことを私は問うのじゃないのです。なぜ特定しているのか。しかも、あなたは公の臨教審の委員としてこれからの日本の教育を改革しようとしているのでしょ。そういうときに、なぜ特定の活動と特定の団体だけを挙げて予断をもって敵視しようとしているのか、このことを言っているんだ。どうなんですか。

○有田参考人 教職適性審議会というふうな名前を変えましたが、それまでは教職適性審査会という名前を使用しておりました。これは言葉が適切であるかどうかは別として、問題教師と言われておりますから問題教師という言葉を使いますけれども、教壇にそれをそのまま立たせることは子供の人権侵害につながるという認識が私自身にありますので、そういう何らかの機関が必要である。したがって、これをつくらなくとも、現在の教育委員会が十二分に機能するならば、固有の業務ですから別に第三者機関をつくる必要はないというのが先ほどもちょっとお触れになりました総会での議論でありまして、私も決してこれに固執しているわけではなくて、総会のときもはっきり、教育委員会が固有の機能を發揮し活性化をさせれば外部にこういうものをつくる必要はない。ただ、活性化と口で言うのはやさしいけれども、地方自治の問題ですから、実際には非常に困難が伴うであろう。だから、それがはっきりするまでは適性審議会を設けるという構想はそのままおろしませんということをはっきり言ったわけでありました。

それで、今の御質問、御指摘のことでありますけれども、先ほど申したように、日教組とその問題教師排除というか、適性審議会というものを直接リンクさせているわけでは決していない、また、そういう乱暴なことはできるわけでもありません。

ん。ただ、先ほど申したように、日教組といいますが、教職員団体はほかにもありますけれども、私の短い経験ではあります、戦後から今日まで中学校長をしたり高等学校長をしたり、あるいは県の教育委員会の委員をしたりしてきた中で感じたこと、それは、日教組に対して私は批判があるわけでありまして。したがって、それについてはもうくどくど申しせんけれども、先生の御指摘のようにならば独断と偏見ではないかと言われれば独断と偏見かも知れませんが、これはもう私の信条にまでなっておりますので、私の方から言えばむしろ日教組がもう少し変わってこればいいなというくらいは気持ちがあるわけでございまして。いろいろなところでそういう言葉がつかい出してしまう。それが行き過ぎの場合があるかも知れません。したがって、極端に行き過ぎるようなことは反省をして、今後そういう行き過ぎた言葉は使わないようにできるだけ慎みたいという反省の気持ちでございます。

○佐藤(連)委員 重大な発言でありまして、予断と偏見と言われればそうかも知れませんが、予断と偏見と言われれば、あなたもそのことは認められていることがわかります。ただ、あなたが自分の著書として自分の考えなり信念なり信条を述べられる分には、これは思想、信条の自由、報道の自由ですから、私はそのことをこういう公の場でとやかく言おうとは思っていないのです。あなたが臨教審委員として、しかも第三部会長として報道するときに、特定の団体なり特定の活動を挙げ、これは私の信念です、考え方ですという発表の仕方をするのがどうか。あなたは個人じゃないでしょ、臨教審委員は。法律で定められた公人でしょう。公の人として公の機関に発表するのでしょ。そのときに、特定のところを挙げて、私の信念ですという発表が適切なかどうか。私はそれは予断と偏見と独断ではないかということを言ったわけですが、重ねて、どうなんですか、私は公の人としてあなたに問うているのです。あなたの私人としての信念を聞いているので

はないのです。

○有田参考人 私も参議院の文教委員をいたしておりますときにやはり今のような発言をしたことがございまして。ただ、臨教審というものは中立的でなければならぬということから考えますと、特に私が臨教審の第三部会長という公的な立場にあるということを考えますと、先生御指摘のように、個人の思想、信条は別として、それを外部に発表する場合は、今まで行き過ぎた点があると思いたしたいと思っております。

○佐藤(連)委員 そこで、この質問はこれで終わりますけれども、きょうの十一月二十九日の読売新聞に、「教育改革は着実、建設的に」ということのでこの間の日教組の臨時大会に触れた社説があるのです。この中の中段のところに、「こんどの臨時大会の特色の一つは、『教員の資質向上』をめぐる臨教審の審議が、かなり進んできたことに対して、危機感を深め、警戒と対決の姿勢を表した」と。もう一つは後を絶つことなく広がる「いじめ」など、学校現場の荒廃をどう克服するか、苦悩の中から、改めて、教師の責任を自ら問ひ直そうとしたことだろう。こういうふうにある。

私は非常に適切な社説だと思っておりますが、後段の方の「いじめ」については、これは真剣に取り組んでいるのです、教職員団体である日教組も。敵視するなどということは、大体これは予断なんですよ。それからもう一つ、前段の方の「危機感を深め、警戒と対決の姿勢」というのは、これは何もないところに出てきたのじゃないのです。臨教審がどんどん進むその中で、あなたが先ほど言ったような発表をどんどんする。しかも、何も日教組が言っていないのに、日教組が反対しても断固これをやるのだなどということを、言葉は不適切だけれどもけんかを売るような態度でやるということが、相手だっていることですから、これは「危機感を深め、警戒と対決」ということにならざるを得ないじゃないですか。そういうことを言うと、あなたは、わざわざ日教組との対決、現場

いろいろな波紋を投げることをあなた自身がぐく
り上げているのじゃないですか。このこと自体が
この教職の適格審査制度の問題点を私は浮き彫り
にしていると思う。またあなた自身が問題を惹起
していると思う。このことについてどうなんです
か。

○有田参考人 けさの読売新聞の社説は私も読み
ました。適切な指摘、表現であるという感想を私
も持いました。今御指摘の、日教組に対して私
の方がけんかを売ると申しますか不必要に対決姿勢
を出しているのではないかとおっしゃられます。そ
の点、当たっている点もあると思いますが、あえ
て言わせていただければ、しかし、日教組自身も、
臨教審が発足して以後、臨時教育審議会は認めな
いとは言っておりませんけれども、自民党内閣が
つくったものであって、これに対しては対決する
んだというふうなことは再々言っておりますし、
また二、三の大会でもそういう対決色を打ち出
す。これは臨教審の方が悪いんだと言えはあ
る。そういう見方もできるかもしれませんけれど
も、しかし、もう少し相互に協調していきたく
いのだ。結局日本の未来の子供のためですから、ど
ちらかが多少のメンツをつぶしても、いい教育を
つくり上げるために協力、努力をするという姿勢
が、私どもの方も努めなければならぬと思いま
すが、同時に日教組の方も、多少の立場、経緯、
メンツはあるにしても、やはり未来のために多少
のメンツは犠牲にしても努力をするという姿勢が
欲しいという気持ちに常に私もあつたのですか
ら、いろいろなど先ほどから御指摘をいた
だいております。おっしゃるような発言になつてしま
うわけではございません。

○佐藤(誼)委員 私は、ここで日教組と臨教審を
取り上げて裁こうとか論評を加えようなんという
ことを言っているのじゃないのです。私は具体的
事実に基づいて、臨教審委員という公的立場にあ
る第三部会長である有田さん、あなたに対して質
問しているのですからね。その具体的事実という
のは、この教育陪審の七月二十四日の初めての発

表であつた自身が、「日教組の反対を押し切つて
も教員の資質向上に取り組む」、この「教員の資質
向上」というのはどういう考え方がよくわかりま
せんけれども、こういうこととまで、最初から対決
姿勢といひましようか予断といひましようか、こ
ういう態度で臨むことはいいかどうかというこ
とを言っている。こゝ言われれば、これを聞くと
ころの一方の団体、しかも固有名詞を挙げられ
ば、何だということになるのは当たり前じゃない
ですか。私は具体的事実に基づいて言っているの
であつて、臨教審と日教組を並べて論評するなん
ということを言っているのではないのです。どう
考えてもその部分は、あなたは予断と偏見をもつ
て事を構えようとしている、このことは公人とし
てやるべきことではない、私はそのことを申し上
げて、次に進みます。

次に、同じく七月二十四日の新聞の報道にもう
一つ重要な部分があります。あなたはこれとお
りであると言っておりますから、新聞に基づいてい
きます。

この中の二段落目のところに、「信念と教育観」
に欠けた教員が、事なかれ主義や組合盲従型に陥
つてきているなどとしたうえ「云々」とあります
ね。つまり、信念と教育観に欠けた教員が事なか
れ主義や組合盲従に陥っている、こういう評価を
下していますね。以下ずっと、最後にいきまし
て、「特に異常な行動が目立つ問題教師の排除」云
云とつながつていっているわけですね。信念と教育
観に欠けた教員というのはだれがこれを判断するの
か。信念と教育観に欠けた教員をこの判断をだれ
がするの、極めて価値観の伴う問題なんです
ね。人によって違ふ問題なんです。これを欠けて
いるとか何であるとか、これはだれが決めるよう
とするのか。それから、このことと、あなたが同時
に発表しておりますから、この陪審制度とはどう
いう関係があるのか、その辺について見解を述べ
ていただきたい。

○有田参考人 普通の一般人あるいは普通の公務
員の場合と、教育公務員という教師の場合と、多

少そこは違ふと思います。信念あるいは教育観、
使命感等に欠けるという場合はそれが教育作用の
中にあらわれるわけで、子供の立場から見てもや
はりよい影響を与えないという場合はよくない教師
だといふふうに言うべきだと私は思っています。だ
れがその信念、使命感に欠けているか欠けていな
いという判定をするかというところは、これは私は
日本人の場合は大体コンセンサスがあるといいま
すか、常識として御父兄なり一般に大体わかつて
いると思うのです。それを、よい教師とは何だ、
悪い教師とは何だという定義という言葉もありま
すけれども、それをずっと議論していけば、一年
議論してもなかなか結論の出にくい問題である
といふふうに私は考えております。

それから、適性審とどういう関係があるかと言
います。直接には関係はありません。えんきよ
くには関係がないとは言いませんけれども、い
ゆる適性審議会に困るんだという問題教師とい
うのは、先ほどから申し上げているように本当に限
局され、急に凶暴性を発揮するとか子供に明らか
に被害を与える教師のことを指しているわけであ
る。ただ好ましいとか好ましくないとか、使命感が足
るとか足りないとかその程度で、問題教師だから
排除するというところはさらさら考えておるわけ
ではございません。

○佐藤(誼)委員 さらさら考えていないといふこ
とを言うのです。じゃ聞きますけれども、信念
とか教育観に欠ける云々、こういうことを言つて
いますね。これは人々の、一人一人のあるいは人
の価値観とか思想、信念とかこれに深くかかわ
っていることはお認めですね。どうですか。

○有田参考人 イデオロギー的なものを含んでの
思想、信念に直接かかわっているとは私は思いま
せん。それは異質の問題で、ただ、先ほど申し上
げましたように、教育者としてという場合ですか
ら、子供によい教育を与えることのできる教師が
いい、それも詰めていけば、先ほど申し上げたよ
うに、じやい教師とは何だ、悪い教師とは何だ
という定義を分析していけば、これは限りなくい

ろいろな議論があり得ると思います。だから、ど
こであるいはそういうのが結びついていふこと
が絶無とは私も言う力はありませんけれども、一
応素直に言えば、よい教師、悪い教師というのは
一般国民がわかつていふと思つておるわけでは
ない。

○佐藤(誼)委員 今の、信念、教育観が主義、信
条や価値観に関連あるのかどうかと聞いたら、あ
なたはいみじくもよいとか悪いとかという言葉を
使つたでしょう。よいとか悪いとかいうのはそれ自
体が価値判断の問題であり、その本人の思想、信
条にかかわっていることはだれしも常識でしょ
う。しかも、どこかでつながつておるということ
はあなたは認められておりますから、そういう個
人の主義、信念や信念やそういうものにかかわる
ことをこの陪審制度で取り上げられていたら、
これは大変なことになると思つたのです。あなたは
全然無関係だと言つていない、どこかでつなが
つていふと言つていふ。しかも、よい悪いといふ
判断といふことも言われておる。そうすると、今
申し上げたように、教師の信念とか価値観とか主
義、信念までふるいにかけられる可能性が絶無と
は言えないわけですね。しかし、この部分が大切
なんです。あなたは問題教師といふことで具体的
な行動を取り上げて言われておりますけれども、こ
の制度が生まれたときに、制度というものは、あ
るいは法律というものは、残念ながら、生まれま
すつとつたときの趣旨とか考え方とかそういうね
らに外れてひとり歩きする可能性を持つておる。
ひとり歩きしたときに、今のようになあなたの意
思とは直接関係なく、今のようになあなたの意
思とは価値観や主義、信念までふるいにかけてい
くことを、これは危険な部分として考えられるわ
けです。これは極めて重要、重大だ。このことが
私は今日教育陪審制度の一番大きな問題になつ
ておると思つた。

このことについて、時間ありませんから、あな
た今うなすいておられますから、関連して、あなた
は今のことについて次のことを言つていふ。これ

は十一月十三日の私の質問に対する答弁の中で、次のことをあなたは答えているのです。この中で、「そのつもりでありまして、この教職適格審査会を拡大解釈していくとすれば、教育委員会の多少に入らない者とか、正義感が強くて口返答する者とか、これは限りなく拡大されていくと思えますし、そこまで拡大されていくなら初めからこの制度はない方がいいというふうに私は考えております」「こういうことを言っている。今のようないことをあなたはほんのりかかっているわけですよ。主義、信条やそういうことで踏み込んで拡大解釈されていく、それは重大問題だということをおあなたは言っている。しかし、この制度が生まれてひとり歩きをしていったときに、あなたがここで今いみじくも言われたように、「この教職適格審査会を拡大解釈していくとすれば」という仮定の上に立って議論されている。しかし、拡大解釈をされていかないう歯どめになるという、このことを断言できますか。拡大解釈されていかないうことをあなたは保証し、断言できますか。

○有田参考人 そこが一番大事なところでありまして、私の書きましたものにはつきり書いてあるのですけれども、やはり組合の代表あるいは人権擁護関係の団体の代表を入れる等して、知事だとか教育委員会だとか、権力サイドに寄らないということがこの生命である。したがって、公平、公正ということが確保できなければこれはない方がいい。したがって、神ならぬ身の人間ですから、そういうものが今のように偏ることがあるかないか、これは常に気をつけなければならぬことですから、制度を充足させる場合にやるのは、構成員をはつきりと決める、条例に任せず法律でも決めるということ以外には、運営に關してはなかなか難しいと思いますから、構成に關して、人数を二、三人にしない、そういうことで知事寄りだとか教育委員会寄りになつては困るから、人数を二十人から二十五人ということにふやしてバランスをとって、県民の目の前で批判を

仰ぐということにしたわけでありまして、ねらいはどこまでも公平、公正ということ、それが初めから確保できないというのなら、これはつくらない方がいい。しかし、第三者機関をつくらないで教育委員会の中につくるとしたらよいものができるかどうか私は若干の危惧の念を持っておりますので、第三者機関にして、そこに一般の弁護士だとか精神科医だとか組合の代表とか人権擁護関係の人を全部入れるべきだということを主張しているわけでございます。その意のあるところを何とか御推察をお願いしたいと思いますのでござい

○佐藤(議)委員 御推察と言ふんだけれども、教職適格審査会が生まれてひとり歩きしていったときに拡大解釈されていかないう歯どめをするというところがきつとできるかどうかということについて、あなたは、できまとも完全になりまとも端的に言い切れないわけですね。したがって、こうこうこういうことを周辺から固めなければならぬという趣旨のことを今言われているんだ。なぜそこまで危険なことを、あなたは危険な側面を持つと出発に当たってお考えにならぬから、なぜそれを踏み切つていかなければならぬのかということをお私たちが逆に危惧をするわけ

です。ですから、これは制度自体がそうなのでござい

ますが、特にこれは簡単に人を裁くわけだ。しかも、先ほどあなたもいみじくも言われましたように、単なる行動ではなくて、場合によつては主義、信条に至るまで触れて裁くこともあり得るかもしれない。そうなりますと、これは大変な事態になりますよ。いみじくもあなたは、多少気に入らないとか正義感が強く云々ということをお言われましたけれども、非常に情実的、感情的なそういう審査になるという部分もあるし、それから思想、信条にわたるものを裁くということだつて人間あり得る。しかも、これは第三者機関とはいつても、ある面においては教育委員会、国につながる機関でしょう。そうなりますと、これは教育委員

会なり、ひいては、極論かもしれないけれども、国の意になつた教師だけがふるいにかつて残るといふことだつて、我々戦時中のことを考えれば考えられるわけですね。したがって、私は日教組を弁護するわけじゃありませんけれども、ふるいによつて国の意になつた教師をつくるという、これが有り得るんじゃないか、国定の教師づくりにつながらんじやないか、こういう危惧、このことを私はいたずらに等閑視するわけにいかぬと思うのです。そこまで心配されるものをなぜこでつくらなければならぬのか、このことを私は非常に危惧するわけ

です。特に、私たちはあの戦中の教育を受けて、戦争に子供を駆り出すために教師がその役割を担わされた、そのための教師づくりもされた。私もかつて山形師範学校で師範教育を受けた。そのことを今振り返つてみると、こんなことがあつてはならないと思うのです。あなたはそういう意図でないかもしれないけれども、生み落とされたものがそのように発展していかないという可能性が絶無だとは言い切れない。あなたはそこについてどう思いますか。あなたはだつて教育経験あるでし

う。

○有田参考人 つくるがいにかつたらいいかというところでありまして、問題教師がおるといふ事実はそのとおりだと思ふのです。多分少くないか、これはまた申し上げる力もありませんが、あることは事実です。そうすると、これをそのまゝほつておけば子供の人権というものが侵害をされる。そうすると、何らかの意味で、これは教壇に立たせないようにする処置をとる必要がある。この処置をとる方法論ですけれども、教育委員会である。しかし、今まで戦後長い間、例えば香川県で二年間車の中におつたとかどうだとかいうようなことを含めて考へて、今の教育委員会に、すべての教育委員会にそれを機能させる力があると思つてないものですから、つい、対応しなければならぬと思ふわけであらう、名前はどうでもいいのですけれども、何らかのものが必要

ではないか。しかし、その何らかのものが、人権を無視したり、思想、信条によつて憲法で保障されておる人権を無視したりするようなことはしない、また、してはいけないという考えはあります。

しかし、そういう方法をとつていった場合に、どこかでそういうおそれがないかと言へば、おそれがあるかもしれないから、極力おそれのないような仕組みのものにしていきたいというわけ

で、これはつくらなくても構わないのです、何回も申し上げているように。ただ、どこかで機能をさせたい、それが教育委員会だというのなら教育委員会が結構です。要するに、問題教師があるという厳然たる事実と、これは何らか配慮しなければならぬということ、ここからの発想であります。

○佐藤(議)委員 問題教師とは何かということになりますと、いろいろな議論の分かれるところもありますから、私はそこに深入りいたしませんけれども、しかし、どの世界でもいわゆる問題の方、ある面から言えばその社会に、その職業集団に不適応な方というのはいくらも私は思ふのです。それが教師のあるいは教員の世界では殊さらそのことが際立つて取り上げられるし、またそうあつてはならないというふうになるのだと思ふのです。ですから、あなたの言う「問題教師」というのは、これは私はいないとは断言しません。それは「問題教師」の内容についての判断は別にいたしましても、そういう不適応な方がいると思ふのです。しかし、その少数の人のために、あなた自身が危険な側面を持つと言ふいうものをあえてここに制度化して、その人をふるいにかけるためにやる必要があるか。そのことを考える余りに、先ほど言った多くの思想、信条にわたるものまで弊害を及ぼしていくということがあり得るのじゃないか。だとするならば、わざわざこれを考える必要がないじゃないか。

例えば百歩譲つて、あなたの言われるような方、つまり問題の教師を云々と言ふならば、現在

の制度の中だつて、地公法、国家公務員法、そういう中で分限の規定もありますし、教育委員会だつてその任用からその処分に至るまで権限を持っていますし、教育委員会の中でやれるのじゃないですか。また、やらなければならぬことじゃないですか。このことは、それをあえてあなたが屋上屋、危険な側面を持つと言ひながらやろうとするところに問題があると思ひます。したがって、新聞の報道によると、これは第一部会と第三部会、総会でもいろいろ議論になつたそうですが、かなりの意見の違ひもある。その中で、一と三が一緒になつてこの問題を議論すると言ひわれている、こういう問題状況に今ある。

そこで、私はあなたにあえてまた聞きますけれども、あなたはこの制度をどうしてもやろうと思ひつてゐるのですか。どうなんですか。

○有田参考人 総会でも申し上げたことですが、けれども、ねらいは、問題のある教師を、言葉は別としてお許し願ひたいのですが、問題のある教師を子供のために排除したいという、ただその一念です。方法としてこういう適性審議会的なものが必要であればやるし、それが必要でない、言ひかえればその役目を教育委員会を活性化することと肩がわりすることができれば何を言ふわんやそれでいい。あるいは国家公務員法、地方公務員法等、現在十分機能しているとは思ひつておりませんけれども、それを機能させれば済むではないかと言われれば、そして本当に機能するようにするのであれば、それも一つの方法。だから、決して固執をして絶対何が何でもこれをつくるんだとは私は全然思ひつておりません。総会でもそういうふうにはつきりと申し上げております。

○佐藤(議)委員 だんだん時間になりました。私は先ほども、好ましくない教師が割二割一という、私たちが言ひければ根拠のない、無責任な発言や言動が多い、そしてそれが現場や世に不信と不安を投げかけている、こういう問題。その数字だけは撤回すべきだということに対してあなたは撤回もしない。それから、問題教師を排除

するんだという陪審制度の構想を発表するに当たつて、特定して組合活動を批判し、日教組を敵視する、そういう予断と偏見が多過ぎる。そのことによつていたずらに教育現場に問題を惹き起させている。さらに、今いみじくもあなたが言われたように、マイナスが多く、しかも将来危険だと思われる側面が多いこの教職適格審査制度、これをあなたはおろそうと思ひない。

私は、そのようなことを考えたときに、一々のことは言ひませんけれども、あなたは臨教審の委員として任命されているわけでありまうけれども、公人として、しかもこれから二十一世紀に向けて日本の教育を改革するといふ、言ひなれば臨教審の委員として、どう考えてもふさわしくないと思ひます。したがつて、あなたの身分については、内閣総理大臣が国会に諮つて罷免することに規定上はなつておりますけれども、あなたは潔くこの際辞任すべきじゃないかというふうには思ひます。あなたが、あなたはどうかですか。

○有田参考人 いろいろ御指摘がありましたし、公的な立場は別として、いろいろ反省をしなければならぬ点はあると思ひますが、辞任をするという意思は全然ございません。

○佐藤(議)委員 ありませんでなくて、全然という言葉をどうつけ加えておりますが、私たちはどう考えても、これから先の言動をずっと想定した場合も、あなたは臨教審の委員としてふさわしいというふうには判断できない。したがつて、ここに私は、有田臨教審委員の罷免を求める決議案で用意をしております。これを発動するかどうかということについては留保しておきます。

それで、きょう私が質問した、あなたも答弁された、このことに関連して、これからどういう対応あるいは態度をあなたがとるか、このことについて、この有田臨教審委員の罷免を求める決議を賛成したいと思ひますから、それまで留保しておきます。あなたも慎重にその点については言動を慎んでもらいたいし、またきょう約束したことについては守ってもらいたいし、また私たちはこれ

からの言動に注目し、場合によってはこの罷免決議を発動するということをおあなたに申し添えまして、きょうの質問を終わります。

○阿部委員長 有田参考人には御多用中のところ御出席いただきましてありがとうございます。午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時十二分開議

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。第百二回国会内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、私立学校教職員共済組合理事長保坂榮一君に参考人として御出席を願ひ、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○阿部委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西(議)君。

○中西(議)委員 私は、去る十一月二十二日の本委員会におきまして質問を申し上げたわけでありますけれども、国鉄共済年金の財政問題でそれぞれ大臣の答弁等ございましたが、納得できる状況になつたために留保いたしておりましたので、引き続き国鉄共済問題について質問申し上げます。

そこで、まず第一に、その後政府としては国鉄共済年金財政問題についてどのような措置をしようとしておられるのか、この点についてお答えくださ

い。

○坂本説明員 お答えいたします。

さきの連合審査におきまして、官房長官から以下のような御答弁を申し上げました。

国鉄共済年金については、財政調整五か年計画の終る昭和六十四年度までは、政府として、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようにいたします。

以上については、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることをいたします。

なお、昭和六十五年以降については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。

私どももこれに従つて措置をしたいと考えております。

○中西(議)委員 今、課長が答弁に立つてくれたのですけれども、これから後は大臣あるいはそれにかわる者でなければ答弁できないと思うのですけれども、そうした全権的な委任があつて課長は来ているのですか。

○坂本説明員 統一見解等につきましては委任を受けているものと考えております。

○中西(議)委員 私は、統一見解だけについて質問をしようとして、内容的にはこれにも触れるわけでありまうけれども、少なくとも所管大臣の責任ある回答を得なければ本委員会での質問にはならないと思ひつておりましたけれども、他の委員会なりでそれができないとするなら、私はきょうはおりました、再度時期を選んでいただけて討論をしていきたいと思ひつております。でなければ、例えば国鉄財産の処分問題などについて詳しくできるのですか。他の共済に完全に負担をかけぬようにして、明確に答弁できるのですか。私は、大臣としての答弁をいただかないと、一課長がこれらの問題について全責任を持つなどと言つたつてこれは到底不可能です。今までもそういう例がないわけですから、この点について委員長取り

計らってください。

○坂本説明員 たいま御指摘の、例えば資産処分点でございませうけれども、国鉄の自助努力は今の時点では御指摘のように明確ではございませうが、当然資産処分等を含めて検討させていただくことになるかと存じます。

○中西(續)委員 ですから、わからない点がたくさんあるのです。少なくとも年金資格退職者が増大することは必至ですよ。そうなってきたときに悪化していく過程がある。そうしたときにはどうするか。一つの問題だけじゃありません。挙げていくとたくさんあるのです。だから、少なくとも代表して答弁のできる方にごに見えてもらえないと、私は質問を留保したいと思ひます。

○阿部委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○阿部委員長 速記を起してしてください。

佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 前回に引き続きまして、残余の部分について何点かお尋ねをいたします。

前回もお願いをいたしました。冒頭、委員長にお願ひしておきまされども、前回同様、私の質問に対しては、田中委員あるいは中西、佐藤諸委員に閣連する質問でありますから、その必要性が生じたときには閣連質問をさせていただきますので、前もって御了承をいただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

○阿部委員長 よろしゅうございます。

○佐藤(徳)委員 それでは、そのように受けとめて、以下順次質問をさせていただきます。

まず最初に、私は文部大臣にお尋ねをいたしますが、本改正案、つまり私学共済制度の改革のねらいとその特徴点について御説明をいただきたいと存じます。

○松永国務大臣 今回の制度改正は、去年二月二十四日の閣議決定に基づく公的年金制度の改革の一環をなすものであり、国民年金、厚生年金の制度改正と同様に年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るといふのがその目的であります。こ

のため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図るなどの措置を計画的に講ずることとしておるのであります。

○佐藤(徳)委員 さらに、文部大臣に続いてお尋ねいたします。

当たり前の問題でありますけれども、改正法案がどういふ形にしろ通過するまでは現行法が生きている、こういう理解と確認してよろしいですね。

○松永国務大臣 法理論としては、改正法が成立をし施行されるまでは、現行法が生きているという、適用になるわけでありませう。

○佐藤(徳)委員 今お答えをいただきました前提に立ちまして、前回に引き続き今度は文部大臣並びに担当者にお尋ねをいたします。

前回、共済組合の理事長さんかなり長時間をかけていろいろ質疑、あるいはその答弁をいただいたわけでありませうが、結果的には部分的に不公平が生じてくるということをお認めになったわけでありませうけれども、今申し上げました前回のその答弁を文部大臣として確認していただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

○松永国務大臣 私学共済の理事長さんは、部分的には不公平が生ずるという趣旨の御発言がございましたが、私の見るところは適当な表現方法としては、不公平というよりは有利になる人、不利になる人があるというのにより正しい表現じゃないか、こういうふうに思うわけでありませう。問題はどこにあるかという、先生もよく御承知のとおり、改正法案が成立をして、そして施行された場合における施行日以前の平均標準給与月額を計算する計算方式に関する点であつたかと思うのであります。その計算方式については一つか二つのやり方があると思うのであります。一つは、施行日以前の全期間の給与の平均でとるといふ計算方式と、もう一つは、御審議をお願いしておる改正法案の附則第四条にありますように、施行日

前の五カ年間の標準給与月額を出して、それに補

正率を掛けて決めるという二つのやり方が考えられると思うのであります。我々としては、私学共済というのは国家公務員共済に準じていろいろな部分は決めていくというやり方がずっと定着をいたしておることもありますし、そしてもう一つは、組合員の施行日以前の平均標準給与月額を出す場合の物差しとしては、やはり統一した物差しであることが妥当であるという考え方のものと、国家公務員共済と同じような計算方式をとることとして本法案を提出して御審議をお願いしておる、こういうことでございませう。

今申しました国家公務員共済と同じような計算方式、すなわち施行日以前の五カ年間の標準給与月額を出して、それに補正率を掛けたやり方で計算方法をした場合と、それから全期間の計算でやる場合とにおいては、それが三分の二という話になってくるわけでありませうが、三分の二という人は国家公務員共済と同じような方式で計算した方が大分有利になるが、三分の一ぐらいの人は、これはまだ補正率がわかりませんから正確にはわからぬことでありますけれども、感じとしては全期間の平均で出した方が有利になるという人もおるようには思われるわけでありませう。この前の議論の要旨はそういうことであつたろうと思ひます。ただ、我々としては、先ほども申し上げましたように、国家公務員共済に準ずるといふことでもありますし、またその基準、物差しというものは全組合員共通であることが妥当であるという考え方で、御提案申し上げているような方式をとった、こういうことでございませう。

○佐藤(徳)委員 残念ながらどうも明快な答弁になつておりませう。

端的にお答えをいただきたいと思ひますが、大臣御承知のとおり、厚生大臣に対して私が質問したことに、いわゆる国家公務員等共済組合審議会が大蔵大臣あてに出しました答申、意見がありませう。その中で、公益委員及び使用者委員の意見が載せてあつて、その引用をさせてもらひながら前回厚生大臣に答弁を求めたはずであります。そ

れに対して、まさに「長期的に安定し、世代間及び同一世代内の公平性が確保され、国民に信頼される制度でなければならぬ」といふ部分であります。この点についてはまさに制度の安定、それから公平性というものを重視をしなければいけないという意味合いの答弁がなされていたことは御承知のとおりであります。さらに今度の法改正の趣旨からいっても、官民格差を是正する、こういうことにあるわけでしょう。さらにそこには公平性がなければいけないということですね。ところが、前回のやりとりの中では、大臣御承知のとおり、明確に共済組合の理事長さんが、先ほど申し上げましたように部分的に不公平があるということをお認めになつておるわけでありませう。何回も繰り返したくないわけでありませうが、私は、この私学共済の法改正の責任者であります大臣からも、公平なのか不公平なのか、三分の二と三分の一、つまり先ほどの大臣答弁では有利になる人、不利になる人が存在しますというお話でありませうが、それは明らかに不利になる人があれば公平性を欠く、いわゆる不公平である、そういう状態であることはお認めになりますかどうかということをお聞ひするのでありますから、端的にひとつお答えください。

○松永国務大臣 言葉の議論をするところで恐縮でございますが、理事長さんは公平とか不公平という言葉をお使いになりました。しかし、公平とか不公平という言葉はこの場合適切な表現ではないのであります。Aという計算方式をとった方が有利な人と、Bという計算方式をとった方が有利な人とあるということならば私も理解できます。ただ、計算方式、基準というものは、すべての組合員が同一であることが公平であり妥当である、こういうふうには私は思つておるわけですね。したがって、一つの計算方式をとったならば、それでいくのが公平だ。計算方式を人によって区々にするのは、公平、不公平という観念からすれば、計算方式をいろいろとすることの方が私は公平を欠くことになりはせぬかというふうには思つておるわけでありま

して、計算方式を一つでとるならば、そこには公平、不公平の観念は入らない。ただ、先ほど言ったように計算方式が二つぐらゐるわけでありまして、Aという計算方式でとった方が有利になる人と、Bという計算方式でとった方が有利になる人とあるという事はわかりました。そういう点は私も認めるわけでありまして、その表現の方法は、公平、不公平よりも、Aという計算方式で有利になる人と、Bという計算方式で有利になる人とあるという事は私も認めます。しかし、それは公平、不公平でなくて、基準が同じであることが公平であらうというふうに思うわけでありまして。

○佐藤(徳)委員 それは言葉の言い回しにすぎないじゃないですか。つまり、明らかに前回の委員会では、三分の二有利になる人と三分の一不利になる人がいる、そして紛糾をいたしました。長い休憩の時間に、大臣も大臣席に座って見られておったように、文部省の人も入っているいるなまじめを裏でやったのはありませんか。明らかに共済組合の理事長さんのおっしゃったことそのものは、まさに共済組合の理事長さんがおっしゃったのですけれども、文部省も介在してあのような表現になったと私は理解をするわけでありまして。したがって、三分の二が有利であって三分の一が不利になるだらうということが現実的にわかつている限り、その不利な人をつくっちゃいけない。つくることによって公平性を欠くということが前回の委員会で明確になっているわけでありまして。そうだとすれば、三分の一の不利になる人をつくっちゃいけないし、さらに、伏見委員の方からより以上有利になる人をつくっちゃいけないのじゃないかという指摘のあったことも事実なのであります。だから、審議官がそれは選択上の問題だとおっしゃいました。それは有利、不利の選択ではなくて、まさに制度の選択の問題だという答弁もされているわけでありまして、そういう意味では、明らかに共済組合理事長さんの部分的に不公平があったというのは妥当な表現であるし、

それをすりかえることはこの前の審議経過からいってできないと私は思うのです。重ねてお尋ねをいたします。

○松永国務大臣 共済組合の理事長さんの表現は表現で、私の表現じゃありません。しかし、その話を聞いておりました、ははは有利、不利という言葉の方が適切なものであって、公平、不公平という言葉は適当でない、こういうふうには私は思っておりまして。ですから委員の席から、公平、不公平と言ふのはおかしい、有利、不利と言ふのが正しいのだという不規則発言があったわけでありまして、基準が一つならば公平、不公平という話はないわけなんです。共済制度そのものの原則からいって、やはり標準給与月額などを計算する方式は同じ方式で決めるのが公平であらうというふうに私は思っております。そういうことでありますので、先生どうも意見が一致しないのは恐縮でございますけれども、私はそう考えているわけでありまして。

○佐藤(徳)委員 意見の一致にならないから恐縮だなんて、それは問題にならないのです。つまり三分の一の、この前のお答えですと六万人余の人たちが不利になるという事が明らかにわかつているとすれば、別な制度の選択をすればそうならないというやり方があるという事は明らかにわかつていたじゃないですか。どうしてそういう選択の方法をとらないのですか。

それじゃ、それに引き続いてお尋ねいたします。給付水準の引き下げには、私どもの調べでは四つありますね。大臣、共済方式から通年方式に変わるわけでしょう。これが一つです。第二は、退職前一年から全期間平均に変わるわけでしょう。さらに手当の問題が含まれて、その中には少なくとも公務員が二割、私学共済が四割該当するわけでしょう。さらに三つ目は、厚生年金と同じ切り下げが報酬比例の問題で出てくるじゃありませんか、千分の十から千分の七・五に。そして第四の問題は、今議論されております附則第四条の厚生

年金水準を上下することになるでしょう。上の部分については三分の二である、下の部分については三分の一である。

そういたしますと、明らかに不利な条件が二重に重なってくるじゃありませんか。第二の問題の退職前一年から全期間平均に切りかえるという改正法でいけば、附則第四条の上下する人の下の方の人たちが、つまり不利になる部分の人たちは二重の不利を招く、こういうことになりませんか。いかがです。

○松永国務大臣 厳密に言えばまだ補正率が明らかでないわけでありまして、これは仮定の議論をしていようなどというのでありますけれども、共済組合の理事長の方で便宜お使いになった補正率をもとにして議論を進めてまいりますと、三分の一の人が不利になる。その三分の一の不利になる人が不利にならぬような計算方式を採用すれば、今度は三分の二の人が不利になるという結果になるわけでありまして、同一基準をとる以上は今言ったようなことになる、こういうことであります。

その他細かい点は政府委員から答弁させます。○五十嵐政府委員 確かに、先生のお話のありますように、従来とは計算方法が変わってまいりました。現行の仕組みでございますと、原則として退職前一年間の平均標準給与の実績といえますものが全期間の標準給与の月額に基本的になる。それから、報酬比例の場合におきましても、これも厚生年金と同じでございますが、一定の経過措置をもちまして妥当な水準まで持っていくということがございます。これは職域年金につきましても同じということでございます。それから、こういう給付水準を千分の十から千分の七・五に下げるものにつきましても激変緩和措置を二十年間かけてやる、そういうことを行っているわけでございます。

た。私だけではなくてお答えもありました。そういたしますと、今大臣の答弁を聞いていますと、文部省と共済組合というのは意見がばらばらであって、質問に対しての統一された答えではない、こういうふうな理解してよろしいですか。そうだとすれば重要な問題です。

○松永国務大臣 この御審議をお願いしております法律案は、文部省で案をつくり、閣議決定を経た上審議をお願いしているというところでございます。共済組合の理事長さんの方は、この改正法案が先生活の御審議の上で成立した場合にどういうふうになるかということを利用関係者として計算をされた、こういうことでございまして、その利害関係者の方の発言について文部省の方で拘束されたりすることはないわけなんです。したがって、私が申し上げようかと云った、いや参考人に質問しているのだから政府の方は答える必要なしということでありましたので黙って聞いておった、こういうことなんです。前回の委員会における共済組合の理事長さんの発言に我々の方の側としては拘束されるわけではないわけなんです。法律案をつくり御審議をお願いしているのは私どもの方の責任においてお願いしている、こういうことなんです。

○佐藤(徳)委員 確かに形式的には法案提出者の責任でありますから、それは私も理解いたします。しかし、これは前回の委員会でも私を含めて何人かお答えをいただいた経過があるわけでありまして、今日の作業過程ではもちろんばらばらではないはずでしょう、見解を統一するためにも例え「五カ年給与からの全期間平均給与の推計例」というのは渡りましたね。大臣、これはお認めになりますか。共済組合から行っているでしょう。

○松永国務大臣 私もそれは見たことがありますが、補正率が決まっていなくて何でこういう計算をしているのかなというふうに私は思った次第でございます。私どもの方でつくった文書ではご

ざいせん。

○佐藤(徳)委員 そうすると、はっきりいたしたの、文部大臣が考えていることと共済組合の考えていることは全く別個なものである、こう理解してよろしいですね。

○松永国務大臣 先ほど申し上げたとおり、補正率が決まっていなくてどうしてこういう計算ができるのか、私は私に思っているわけでありまして、この審議をお願いして法律案にきましては私の方でお願いをしておるわけでありまして、私共共済の方では、委員の皆さん方の御協力で法律案が可決成立をされ施行された場合における利害関係者としていろいろな計算をされたということなんでしょう、その共済組合の計算についてこの段階で私どもの方では責任を負ったりいろいろ言う立場では実はないわけでありまして。

○佐藤(徳)委員 どうもおかしいじゃありませんか。全議員に配ったのでしよ、これを。全議員に配って資料とさせておいて、なぜこういうのが出たのかなんというのを大臣が言うこと自体が私は納得できません。だから意思統一してくださ。おかしいじゃありませんか。そうすると、前回の議論というのは、もちろん参考人として来ていただきましたから理事長さんとやりとりをさせていただきました。しかし、参考人といえども文部省と無関係の行政をやっているわけでもないし、しかもこれを配ったじゃありませんか、議員全体に。議員全体に配って、それはもちろんすというところはちょっと私どもは理解できません。納得できません。意思の統一をしてくださ。問題でしよ。みんなこの資料を配って大臣が否定することになったらどうなっちゃうんですか。意思統一しない限り審議できませんよ、これは。

○松永国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、厳密に言えば補正率の方は決まっていなくてしよ。理事長さんも一応の仮定でございませうからということで御説明の上お配りになったようでありませう。そういう経過であるということとは

私も承知しておりますが、それ以上のことは私は承知していません。

○田中(元)委員 大臣、前回の文教委員会からの引き続いて議論でありますから、私から重ねて伺いますけれども、当初、大臣は、私共共済組合から四項目にわたる要望があつて、特にこの問題については第二項で私共共済の方から要望が出ておつた、したがってその要望を受けて文部省は、そういう方針を決めた、こういう答弁をされておられます。そういう前提に立って私どもは、私共共済がなぜそういう要望をしたのかということについて、前回の文教委員会で詳しく内容をただし

「委員長退席、船田委員長代理着席」

その内容が今言われたような説明になって、三分の一、三分の二の議論になっていくわけですが、中身が。だとすれば、私共共済は当然そういう中身であるから第二項のような要望を文部省に対して出したんだということに当然なりますね。私どももそういう議論の経過の上に立って、確認の上になつて文部大臣が、全然それは、その根拠については私は関知してないと言ふことは大変問題です。それでしよ。私共共済は何を根拠に第二項を出したんですかというのを私も聞いたわけですが、そうしたら、その中身として三分の一、三分の二の議論が出てきたわけですが、それでしよ。だとすれば、それをきくようになって否定するといふのは大変おかしいです。

○松永国務大臣 お言葉を返すようでございますが、私は今までの答弁を、私自身の答弁を否定したりしておることはありません。前も申し上げましたように、私共共済法の改正法案の策定に当たっては、私共共済の代表者から四項目でしたかの陳情を受けたことは事実であります。その中の一つが、ただいま議論になっておる法施行前の平均標準給与月額算定方式について国家公務員共済と同じような方式をとってもらいたいという趣旨の陳情があつたことは事実であります。そ

れで、私どもの方としては、主要部分については国家公務員共済に準じて定めるといふのが私共共済の今までのあり方でありませう、また、私共共済そのものの設立の経過が御承知のとおり教育基本法六条に端を発していることでありまして、私立学校の教職員は国立公立の教職員と同じような立場で仕事をしているという前提からこの私共共済ができたということ、それを受けて主要な項目については国家公務員共済に準ずるといふことで

やつてきた経緯がありますので、国家公務員共済が、法施行前五年間の給与をとり、それに補正率を掛けるということであるのであつて、それをやるのであるならば、それに準ずることが私共共済の場合でも要当である。であるから、そういう方式がとれるならばとてあげなさいということでも事務局に指示し、そして事務局の方で、今提案しているような計算方式に案をつくりまして、そして審議をお願いしている、こういう経過になつておるわけでありませう。そのことにつきまして、そういう措置がとられた後、私共共済の関係者が、私たちの陳情が通つてありがどうかとございまして、したということでお礼に來られたことも事実であります。

以上申し上げたことは、前回の委員会でもそういう趣旨のことを私は申し上げたつもりでありまして、取り消しも撤回も実はないのでございませう。

○田中(元)委員 今までの議論の経過からすると、随分おかしい話に発展しているわけでありまして、これは議事録等を詳細に調べてみないと、私どもも今ここでやりとりをしても解明できない問題ではないと思ひます。しかし経過として見る限り、大臣は当初、これは私共共済から要望があつて、その要望にこたえてこういう措置をとつた、こういうふうに答えているわけですが、四項目ありますから、当然受ける文部省としては、その四項目の中身について私共共済からの要望の中身も聞き、また文部省という立場で検討もして、最終的にその改正法案をまとめたと思うのですよ。

だとすれば、私どもは、なぜ私共共済がそういう要望を出したのかという根拠について今まで議論をしてきたわけですからその議論の中身が明らかになつたわけですが、明らかにしたものは、当然文部省もそういう私共共済の明らかにしたような要望を受けて立法措置を講じた、こういうふうな当然私どもとしては受けとめますね、それは。だから私は、きよになつて、そのことは全然、これは文部省は文部省の責任でやつたんだという大臣の答へは、前段で言われた議論とかみ合わない、きよの段階では、私どもはそう受けとめざるを得ないわけですが、しかしこれは議事録をよく調べてみます。

そこで、私はちょっと、一度これは大臣にも伺つてありますけれども、社会保障制度審議会から文部大臣あてに答申が出ていますね、六十一年の四月十日付の。この中の第一項の中に、「年金給付の支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思へない違いが見受けられることは問題である」というふうに指摘をされております。具体的に言つて、この指摘の中身は何ですか。

○松永国務大臣 技術的な分野にわたりますので、恐縮でございませうが、政府委員をして答弁させます。

○五十嵐政府委員 これにつきましては、具体的に申し上げますと、共済年金と厚生年金との制度間につきまして、今回お出ししたしております法案の中でも、例えば給付水準につきまして職域年金を設けるというふうなことも等、そこに制度の差があるというふうなことも入っているのではないかと、これにつきましてはそれぞれの沿革があるわけですが、これにきましてはそれだけの沿革があるわけではございませんから、その沿革を十分私ども尊重しながらやつていくということでございます。

○田中(元)委員 いや、具体的に何ですかと聞いていますよ。

○五十嵐政府委員 これは今申しましたように、例えば職域年金部分といふものがある。これ

と厚生年金とは完全に一致してないではないかというところであると思っております。

○田中(克)委員 例えは職域年金部分が云々、こういうことですけれども、これは少なくとも社会保障制度審議会が答申として問題点として指摘をしたわけですね。具体的に、厚生年金との整合性でこのことこの部分の問題がある、こういうことがあからかう文章で載ったわけでしょう。例えばこれがあからかう文章で載ったわけでしょう。そんな答弁あります。

○五十嵐政府委員 社会保障制度審議会全般のお考えとしては、いろいろな点はあるけれども、一つの選択としてやむを得ないのではないかとこのことを基本的にいただいております。

○田中(克)委員 いや、それも答弁になってない。私が聞いているのは、厚生年金との間に「合理的と思えない違いが見受けられる」、そこが問題だと審議会は言っているわけですね。だから、その問題の点は具体的に言えば何と何だ。——時間ばかりかかってだめじゃないか。

○五十嵐政府委員 それでは、今の答申の部分を読み上げさせていただきますが、「公的年金制度の一元化を進める道筋に沿う限りにおいて一つの選択であろう。しかし、以下のような問題がある。」というところでございます。そこで、「年金給付の支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思えない違いが見受けられることは問題である。」というようにことが書いてあります。……(田中(克)委員「中身を聞いています。具体的に何だと聞いています。なんだよ」と呼ぶ)ですから、具体的な中身といたしましては、例えば六十五歳以上の人につきまして厚生年金の場合と共済年金の間とは違いがある、そういうような……(田中(克)委員「違いがあるから問題だと言われているんだ、その問題とは何だ」と呼ぶ)だから、今言いましたような違いがあるというところでございます。

○田中(克)委員 委員長も今聞いていておわかり

のように、私の質問に答えていませんね。これでは納得できないじゃないですか。今言われているのは答申そのものなんですよ。答申で、具体的な違いがあつて問題だと言っているから、その問題とはどういう点なんだ、具体的に説明してほしいというのを聞いておるのですよ。

○五十嵐政府委員 それではお答え申し上げます。一つは、組合員資格につきましては、先ほど申しましたように、六十五歳に達しますと厚生年金の場合は被保険者の資格が喪失する、私どもの方は退職というところで、それは喪失いたしませんというようなことはございます。それから、障害共済年金及び遺族共済年金の支給要件につきましては、障害厚生年金及び遺族厚生年金につきましてはその支給要件といたしまして、被保険者期間のうち保険料納付済み期間及び保険料免除期間が三分の二以上であることが必要であるが、共済についてはそのような要件は設けていないとか、遺族の範囲につきまして、夫、父母、孫、祖父母に關して若干の相違点があるとか、そういうことでございます。

○田中(克)委員 大臣にお伺いします。社会保障制度審議会がこういうふうに厚生年金と特に違う点について問題があると指摘をしているわけですね。この間、私学の組合の代表、理事長さんをお呼びして議論をしております点、これも厚生年金との比較において合理的でない違い、大変大きな問題点だというふうに私は思いますが、大臣は、あれほど議論している問題ですから、この点についてはどう思いますか。

○松永国務大臣 今のようなわけで、年金の支給年齢の違いの問題、それから一部支給停止の問題等々が言われるば厚生年金との違いであつて、一見厚生年金よりも不利と思われる点のようでありますが、それらにつきましては、実は先ほど申し上げました共済組合理事長からの要望書の第一項目、第三項目の中で陳情があつた点であります。したがって、六十五歳以上の者に年金を支給

するようにしてもらいたいというふうな陳情があつたが、この点は、実はこの法律案にありましますように、所得の少ない者につきましては一部支給するという制度等を取り、あるいはまた所得制限についても所要の措置をとつて、この違いが実質上ならぬようにいろいろな措置をして、そして提案をして審議をお願いしておる、こういうことでございます。

○田中(克)委員 いや、私が聞いていることに答えていただかないと困るのですよ。今審議会の方から相違点の問題は指摘をされました。指摘をされているけれども、前回の文教委員会でも私学の共済の理事長さんと呼んであれだけ問題で議論しているわけですね。そこも厚生年金との大きな食い違いの一つだと思っております。大臣、いかがですかと私は聞いています。そのことに答えないで、わかり切っている六十五歳の問題をここで答弁されても、こちらの聞いていることと全然かみ合わないじゃないですか。もう時間もありませんから、私はその点だけはっきり聞いてまた問題をもとへ戻します。それはどう思っているのですか、大臣。

○松永国務大臣 審議をお願いしている法案が成立を施行された日以前の問題につきましては、取り扱いが違つておるわけでありまして、それは相違点であるというふうに承知しております。

○田中(克)委員 それも聞いています。と全然違うな。だめですよ、質問に答えてくださいよ。私が聞いているのは、厚生年金との違いについて問題がある、こう指摘をされているわけですね。今審議会が幾つか具体的に挙げました。挙げた問題以外に、今私どもが議論してこれだけ時間が経過している問題というのは、要するに標準給与のとり方の違いの問題があるのですよ。それも食い違いの大きな問題点じゃありませんか。私はそう思っているのですよ。これだけ時間かかったのですから、大臣、どう思っているかと聞いています。そのことにだけ答えてください。

○松永国務大臣 計算方式の違いがあるというところは相違点の一つであると思ひます。

○田中(克)委員 問題点の一つでしよう。

○松永国務大臣 問題点といひますか相違点といひますか、その点の違いがあることは私も認識しております。それを問題点といひか相違点といひか、その表現、後で尾を引いてはいけませんから、相違点といひか問題点といひか、そういうことであらうと思つております。

○佐藤(徳)委員 関連しているわけでありまして、甚だ恐縮であるわけでありまして、ちよつと前に戻つてお尋ねをしたいわけでありまして、先ほど私がこの資料を全議員に配つたと申し上げましたけれども、後で連絡がありまして、全部でないようでありますから、それは訂正をさせていただきます。

そこで、共済組合の理事長さんにちよつとお尋ねをいたしますが、これは確かに委員会における佐藤委員の資料要求に基づいて提出されたものですね。これは文部省と全然連絡をしないのでつて佐藤委員にお渡しになったのですか。

○保坂参考人 資料は私どもの独自の計算でいたしました。そして、資料としてお出しすることとは文部省の方にも連絡申し上げました。

○佐藤(徳)委員 文部省に連絡をしたということ、文部省もこれを承知の上で資料を配付したと理解してよろしいですね。理事長さん、いかがですか。

○保坂参考人 内容は私どもの方で作成いたしました。これを資料として提出するということは文部省の方に連絡いたしました。そして、こちらへ提出するのは私の方でいたしました。

○佐藤(徳)委員 何遍も恐縮であります。文部省のどなたに御連絡されたのでしょうか。

○保坂参考人 文部省の担当課長、福利課長に連絡をいたしました。

○佐藤(徳)委員 担当課長おいでになっていいますか。——ちよつと担当課長にお尋ねいたしますが、あなたが了承を与えたということは、つまり

權威のある資料でありますから、この内容をお認めになった上で了解をしたと理解してよろしいですか。

○岡林説明員 お答えいたします。

出すという話だけで、私どもは内容についてそれでいい悪い、そういうようなことは言ったことはございません。

○佐藤(徳)委員 行政ってそんなものでしょうかね。少なくとも正式に文教委員会が資料の提示を求められて、それを受けて、提出する際に文部省に連絡をとって提出することは手続上私は正しいと思います。だけれども、正しいか正しくないかわからないけれども配りなさいなんて、文部省の指導そのものに問題があるんじゃないか。これは問題になりますよ。そうでしょう。そんな無責任な話あります。重要な審議をしているこの問題で、見せられてオーケーしたということばかり認めたといいことでしょうか。どうなんですか。そんな無責任な話ありませんよ。責任ある答弁をしてください。

○岡林説明員 お答えいたします。

これはあくまでも私学共済が一つの試算として計算をしたものでございますので、私どもの方でこれから定めます政令等のそういう率等も決まっておりますから、私どもの方でこの内容についてどうこうという立場にはないというぐあいに考えております。

○佐藤(徳)委員 それはおかしいでしょう。先ほど大臣の答弁に、まだ定まっていない補正率を乗ずるわけにはいかない、それはそれとおりだと私も思います。前回私がそう言ったのでありますから、それは間違いないと思います。ここに「仮の補正率を乗じて」とある、この基準は何だということをお前は前回答えてもらったのですよ。しかし、少なくとも我々が考える範囲では、私学共済自身がつくられたものを文部省の了解なしに単独で議員に配るといふことは考えられない、実際にこれを文部省に連絡をとって配付したということ、文部省も責任を持つ、こう理解をするの

が当たり前じゃありませんか。どうなんですか。これは単に目を通しただけで済みます。国会の權威がなくなっちゃうやうじゃありませんか。いかがですか。

○五十嵐政府委員 これにつきましても、私学共済組合におきまして一定の仮定のもとにお出しになった資料ということでございますので、それにつきましても私は今その中身がどうこうというように言える立場にございません。

○佐藤(徳)委員 おかしいじゃありませんか。ちょっと大臣にお尋ねいたします。私の言っていることが無理でしょうか。私学共済が出された資料を文部省の担当課長にお見せして、そして了解を受けて配付したのでしょう。目を通したとすれば、仮の補正率が目にとまらないうえに、どうも、そうすると、大臣がおっしゃっているのとおり、仮の補正率なんてやってみたって、まだ定まってないのだからだめだとなぜ言わなかったのですか。そうだとすれば、前回の委員会審議が全くむだな議論になってしまふ。これは文部省の責任ですよ。そうでなければ、共済組合がひとり悪者にされてしまふやうじゃありませんか。この改正法案は、皆さんの文部省も、直接担当いたします私学共済組合も、責任を持ってお答えするためにあるいは議論するために本席に出ているんじゃないやうじゃありませんか。関係のない議論だったら出てくる必要がないのですよ。しかも、資料まで配っているじゃないやうじゃありませんか。文部省が知らないまま配ったのなら問題です。文部省が承知して配ったということは、その中身に関与しているとか受けるのが当たり前でしょう。大臣、いかがですか。

○松永国務大臣 先生がそういうふうにおっしゃるのも無理からぬことだと思いますけれども、先ほどから申し上げているとおり、補正率が決まっていれば有利になる人、不利になる人というのを責任を持って言える立場じゃないわけなんです。本当を言うと、ただ、前回の委員会のときに、仮のものでもいいから一応の資料の計算をしてみたらどうだという話が委員の方からありまして、どな

たであつたか忘れましたけれども、それが正式の発言であつたか、いろいろな相談をしている場合の発言であつたか、どちらかであつたと思ひますけれども、とにかく仮のものでもいいから一応計算をして資料として出してみぬかね、こういうことになつて、それならばということ、補正率は決まらないうえに責任ある計算はできないはずだけれども、事実上私学共済の方でおつくりになつた資料だということに私は思ひます。しかもそれは、委員会に出して正式にお配りしたのではなくして、事実上参考のために全員であるか一部の人であるか知りませんが渡された、その渡すこと自体については通告があつた、こういうことなのでありますから、それはそれなりに受け取つていただいて、そして議論の材料にしたいだいで結構だと思ひわけでありまふ。

○佐藤(徳)委員 重ねて共済組合の理事長さんにお尋ねいたしますが、どうも問題が、突っ込めば突っ込むほど非常に不鮮明な部分が出てくるわけでありまふけれども、これは単に文部省に通告しただけですか。

○保坂参考人 私どもで私どもの仮の補正率を考へて出しまして、そして委員さんにお配りいたしました、そして文部省の福利課長の方へ連絡をしたのでございます。(佐藤(徳)委員)それは連絡だけですか。最初出すというのを文部省に連絡いたしました、それから資料をお手元にお渡しいたしました、それからその資料を福利課長のもとに提出いたしました。

○佐藤(徳)委員 もう時間がなくなつて残念なんですけれども、受け取りました福利課長さん、あなたこれに全然目を通さなかつたのですか。目を通したときに気がついたところがあつたのですか、ないのですか、いかがですか。

○岡林説明員 出した後で、私どもの方でこういう資料をお出ししましたというのはいただきました、これは私どもの方では、あくまでも一つの試算ということでもございますので、そういうことかというところで受け取つた次第でございます。

○佐藤(徳)委員 これ以上やりとりしても水かけ論みたいになつちやいますから、関連してまたお尋ねをいたします。

私は、こういう重要な法案を審議する際の資料の提出の仕方についてあるいは手続について非常に問題を残したと思ひます。同時に、そのことは、前回の委員会は単に参考的な議論にすぎなかつたという結果になつてしまふおそれがあるわけでありまふ。私はその点について非常に不満であります。しかし、この試算に基づいての議論でありましたから、それを盾にとつて私はお尋ねをいたしますけれども、明らかに三分の二が有利になつて三分の一が不利になるといふことは、提出をされた資料の範囲で理解をすればそうなるわけでありまふ。

そうしますと、大臣、三分の一が不利になるとは望ましいのですか、望ましくないのですか。公平の原則、官民格差の解消の面からいってどうなんですか。

○松永国務大臣 実は前回の委員会ときも、私の方で答えますよというわけで随分申し上げたのです。しかし、それを、質問している相手は参考人の方だからというわけで発言をさせてもらへなかつたのできやうの議論になつちやつた点があるということをお理解願ひたいと思ひます。

それから、三分の一が不利で三分の二が有利だということでありまふが、仮の補正率によればそういう計算になるといふ一つの資料が私学共済の方から出されたということでありまふ。これが確定的とは言えないわけですよ、仮の補正でございませうから。ただ、一つの基準をとつた場合に、一つの方式を採用した場合に、給与の上昇ぐあいに、その他がまちまちでありますから、その結果として有利な計算方法になる人と不利な計算方法になる人と出てくるという面があることは私も認めまふ。ただ、それを直ちに不公平とか何とかというふうには評価すべきかどうかといふことはいいかなものか。やはり一つの基準、計算方式の採択の問題ではないか。基準ないし計算方式が同一にな

されるならば、それはそれで一つのやり方であつて、そのことによつて有利な数字になる人と不利な数字になる人が出てきた場合に、それをもつて直ちに不公平とはなかなか言いがたい、私はそういうふうな思ひわけでありまして、要は計算方式ないし基準の選択の問題であるというふうに私は見ておるわけであります。

○佐藤(徳)委員 大臣が最後におっしゃった部分、だから不公平にならないような選択をすればよろしいでしょうということを前回私も田中委員も申し上げたはずであります。

そこで、共済組合の理事長さんに再度お尋ねいたします。今お聞きになったとおりでありますけれども、しかし、少なくとも仮の補正率を設定したというのにはそれだけの基準があるということをお前お答えになりましたね。それはやみくもに仮の補正率をつくったのじゃないと私は思うのです。その基準について一度根拠のある答弁をお願いいたします。

○保坂参考人 私学共済の組合員を加入期間で分類いたしました、その一人当たりの平均給与を算出したしまして、それによつて各時点ごとの直近五カ年平均と全期間平均との比率を出しまして、その比率から仮の補正率を算出したのでございます。

○佐藤(徳)委員 その判断はどういう判断に基づいて今のようなお答えになったのですか。やみくもに設定したわけではないでしょう。

あわせて答えていただきます。この試算をするときに、文部省とは全然連絡ないまま試算したのですか。

○保坂参考人 文部省とは全然連絡申し上げないで、私学共済独自のそれで計算をいたしました。そして、それは政令の率がどのように決められているかは私どもではわかりませんので、法施行前五カ年の給与から全期間平均給与を換算するというその補正率の趣旨に沿うべく、私どもの資料から先ほどのような計算の仕方では推計させていただいたのでございます。

○佐藤(徳)委員 恩給財団の三百十人の問題については記録がない、こういうことでした。ところが、この三百十人の人たちの不利にならないようにといういろいろな配慮の中のやりとりが前回の問題では解消できるという判断をいたしますが、大臣、いかがですか。

○五十嵐政府委員 ただいまの恩給財団の件につきましては、判断する記録がないものですから、一万円とみなして行うということでございます。

○佐藤(徳)委員 どうも時間が来てしまつてなんでありまして、私は全然今までの一時間にわたる質疑の中の答えについて了解することはできません。なぜなら、繰り返しませんが、まさに奇妙な現象が文部省と私学共済の中に出てきているというところはかなり問題があろう、私はこう思うわけでありまして。

同時に、資料提出したのが悪いと言ふのではありません。しかし、少なくとも正式の委員会ですして正式の発言の中で了承されたことから資料が出されたのでありますから、それが勝手に出されて、それは共済組合の問題と文部省が逃げる筋合いそのものがおかしい、私はこう思うのです。だから、仮の基準のとり方についてだっているいろいろな意見があるでしょう。問題もまだまだ残るはずなんです。しかし、少なくともこの試算でいけば三分の一の人が不利になるといふことはこの前のお答えの中でも明確になっているわけでありまして、できれば三分の一の人たちの不利をなくしてあげたいというお考えになれますか、なれませんか、理事長さん。

○保坂参考人 私どもの方でお願いいたしましたものが法令に盛り込まれて、その結果このようになつたわけでございますから、その点はいさし方ないかと存じますけれども、しかし、不利なものが不利にならないようにできればより結構なことでございます。

○佐藤(徳)委員 それは当たり前のことだと思ひます。

不利にならないようにするためにはどうすればよろしいとお考えですか。

○保坂参考人 これは基準の選択でございますから、法令にとられましたその基準からこのような有利、不利が出てまいりますことはやむを得ないことと思つております。

○佐藤(徳)委員 そんなこと聞いているんじゃないのだ。不利にならない方法がどこにあるかと聞いているんです。

○保坂参考人 そのために制度をどうしたらいいかというところはこちらでは判断できません。

○佐藤(徳)委員 そうすると、資料を出したそのものに問題がありますね。おかしいじゃありませんか。ある意味では、仮の補正率であつても自信と確信を持って出したのでしょう。これに対して責任が持たないという話はないでしょう。

残念ながら時間終了のメモが渡されましたから、いたずらに時間を長引かせるつもりはありません、これで終わりますけれども、しかし、大臣、お聞きになって、私の主張する点あるいはお尋ねしている点がばらばらではないと思ひます。行政というのはそんなものでないと思ひます。共済組合は文部省と別個のものではないと思ひます。から、実際に実務的にやるところでしよう。そことの連係プレーなしには単に法律を通しただけではろしいということにはならないと思ひます。

したがって、私はこの問題は解決したと思ひません。かなり重要な問題でもありますし、とりわけ不利になる人がないようにつくりたい、というものが私どもの考えでありますので、問題点については締めくくるわけにはいきません。大臣もその点について十分意を解していただいて御理解をいただきたい。

同時に、委員長にお願いいたしますが、理事会預かりにして再度議論をしていただいた中から、必要によつてはまた私は質問をさせていただきます。

ありません。組合員にできるだけ有利になるようにしてあげたいというお気持ちだと思ひますので、その点はわかります。

しかし、問題は計算方式をどういう方式を採用するかということでありまして、共済制度の原則からいへば、原則として全組合員が同じ基準で計算するというのが妥当なじゃないかろうかと私は思ひわけでございます。……(選択の仕方だ)と呼ぶ者あり)選択の仕方ですから、Aという方式を採用するか、Bという方式を採用するかというところでございまして、私どもとしては、国家公務員共済に準じて同じような方式を採用したということでありまして、これは、ある意味では共済制度そのものの本質からくる問題があると私は思ひます。

○佐藤(徳)委員 もうこれ以上続けません。したがひまして、大臣、有利になる人と不利になる人の選択ではなくて、不利な人を出さないために制度の選択の残されているということだけは意識して、理事会で議論していただきますから、その点については十分御理解をいただきたいと思ひます。

これで終わります。

○阿部委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 先ほど中断いたしました、大蔵大臣においでいただきまして審議が進行できるようにいたしましたこと、ありがとうございます。

そこで、問題は、先般の本委員会における大臣の答弁なりをお聞きしてございまして、我々としては納得できないということで留保してあつたわけでありまして、この点について、内容的なものについて説明をお願いいたします。

○竹下国務大臣 前回、本委員会にお呼びいただきました際は、私も国鉄共済年金の担当大臣ではありますものの、藤波官房長官から、連合審査会に当たつて政府の統一見解を申し述べます、こういうことが前提に置かれていましたので、おのず

から答弁に限界があったわけであります。
この「国鉄共済年金」についての統一見解というものは、

国鉄共済年金については、財政調整五か年計画の終わる昭和六十四年度までは、政府として、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようにいたします。

以上については、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることをいたします。

なお、昭和六十五年以降については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるように措置いたします。

これが統一見解の全文であります。

○中西(續)委員 そうなりますと、今統一見解を読み上げられましたけれども、昭和六十四年度までは、政府として、「云々」ということから始まり、「国鉄の自助努力と国の負担を含め」、「云々」ということになっている。国鉄が自己努力して果たしてこうした措置ができるのかどうか、この点はどうなんですか。

○竹下(國務大臣) 私も国鉄の自助努力のみをもってしてすべてが解決するであろうというふうには思っておりません。国鉄の自助努力は今の時点で明確にはできませんが、財産処分等を含めて検討させていただくことに当然なろうというふうに考えておるところでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、国鉄だけではできない、そこで自己努力をするというその具体的なものは今のところまだ明確になっていないということですね。言うとなれば国鉄財産の処分などということを含むような物の言いようでありまして、きょうは時間ありませんが、この分については大変多くの問題を含んでおると私は思うのです。

というの、大臣も御存じのように、監理委員会の案の中を見ましても、この問題については、

三十七兆円に上る長期負債の処理を含んで、そうした問題等についてどうするかということについてはまだまだ不明な点があるわけですね。これでもってしても不十分だし、このことが果たしてそうしたものに充て得るかどうかということだとして、私はまだ不明だと思ひます。

したがって、少なくとも責任ある大臣の物の言いがあつたといふことは、その次に来る「国の負担」、このことが大変重要な内容になってくるのではないかと。というのは、この自己努力といふのは大変な不確定要素を持っているわけですから、それよりもこの国の負担をこれからどうしていくかが非常に重要だと私は思ひますが、この点いかがですか。

○竹下(國務大臣) そういう立場で御議論があるのは私は当然だと思つております。

しかしながら、国鉄の自助努力といふものは、これは今までも、例えば第一段ロケットとでも申しましようか、国家公務員共済、電電、専売、国鉄の合併の際の議論からいたしましたけれども、国鉄の自助努力といふものを初めから横に置いて議論するわけにはまいらないではなからうかというふうには私は考えております。

○中西(續)委員 横に置いてと言つけれども、もともと国鉄共済の赤字になった主要な原因が何であるかということ、今ここですべてを挙げて議論する余裕は時間がないのでありません。ですから、大変に残念だけれども、先般の連合審査の中におきまして議論されている過程を聞いておりましたも、それから国鉄当局の皆さんにも先般お聞きしたのだけれども、それじゃどういふ内容でござつたかという、この歴史的なものから全部をひもといていくと、そこには我々がうなずけるような内容は全くないと言つても過言ではないのです。しかも、諸外国の場合の例を聞きますと、そういうものは調べておらないということを国鉄当局は言つておるわけですから、総理大臣は知つておるのだけれども、じゃ具体的な案があるかとい

つたらそれはない。ところが、片や肝心なものの運輸省なりあるいは国鉄当局はどうかといつたら、その点については知らないと言つたのでしよう。こうなつてまいりますと、具体的にこの自助努力を云々と言つけれども、その改善の策なり何なりからいたしますと、その自助努力といふものに力を入れたらいいとしますと、これはまた破産状況にあるといふことが歴然としてゐるわけですからそれに拍車をかける以外の何物でもないといふことが言えると思つたのです。ですから、少なくともこの自助努力といふことがどういふふうになつてくるのか、この点でもう少し話を進めますると、国の負担を含めてその後諸般の検討を加えるといふことになつています。じゃ国の負担といふのは何を指しますか。

○竹下(國務大臣) 結論的に申し上げますと、支払いに支障のないようにいたします、これが結論でございます。したがつてその中身として、「国の負担を含め」と、こう申しておるわけでございます。国庫負担のどの部分かと言われましますと、およそ考えられることがあつたとしても、この部分とこの部分でございましてかといふことはやはりいささか予見を持ち過ぎたお答えになるではなからうか。したがつて、一年以内に結論を出して、そして速やかに立法措置に入っていくというのが私が答える最大公約数ではなからうかというふうに考えております。

○中西(續)委員 そうなりますと、支払いに支障のないようにするといふことが前提でなければならぬと、今大臣言うように、労働者連帯とか何とか言ひますと、これは当然だといふことが前提になつてくるわけですね。我々の感覚からいくと、大臣の方から労働者連帯などといふことは今まで言つたこともなかったのだけれども、竹下大蔵大臣だけが労働者連帯といふことを盛んに言ひ始めておつたのですから。ですから、労働者連帯といふことを強調すると、さつき大臣自身も言われたのですけれども、それを言うといふと他に転嫁をいふことになつたのです。ですから、少なくともこ

も、一つは、六十四年までは少なくとも他の共済に大きな負担を転嫁したり、あるいはそのことによつてこれを解消していくなどということ、他の共済の面倒によつて、負担によつて解消していくといふことなどにはならぬといふことになつたのです。

○竹下(國務大臣) これは、私がたまたま国家公務員共済等で国鉄救済法案を出しました際に、いわゆる労働者連帯といふものをいたく感じました。それはとうとうとだ、余りそれを強調しましたので、もつともつと広げていくのじゃないか、こんなふうなある種の先入観を与えまして、それからこの種の質問をいただいておりますのでございしますが、いわゆる国鉄の自助努力が計算してさあ幾らになるかとかさういふことは現時点では言えません。国の負担につきましては、非常に下世話な言い方で私とめましましたけれども、理屈のあるものしか出せませんので現時点ではお答えができませんが、理論的には他制度からの連帯はあり得るわけでございますが、強いて言へば、現時点で考えておりませんと、こう申しておるわけでありま

○中西(續)委員 大臣、一般的に言うならなかなか答弁うまいの知りませんけれども、私はわからぬですね。私ごとき頭の回転ではなかなかわかりにくい。ですから、もうちょっと具体的に言ひますと、あくまでも他の共済にこの期間において負担をかけぬといふことをある程度明確にしたいと、今大臣言うように、労働者連帯とか何とか言ひますと、これは当然だといふことが前提になつてくるわけですね。我々の感覚からいくと、大臣の方から労働者連帯などといふことは今まで言つたこともなかったのだけれども、竹下大蔵大臣だけが労働者連帯といふことを盛んに言ひ始めておつたのですから。ですから、労働者連帯といふことを強調すると、さつき大臣自身も言われたのですけれども、それを言うといふと他に転嫁をいふことになつたのです。ですから、少なくともこ

の期間においては他の共済に迷惑をかけない、この点だけは明確にしてほしいと思うのです。

○竹下国務大臣 ちよつと時間がかかりますが、簡単に申し上げます。

いささか誤解を受けておりますのは、あつて国鉄五十八年度改正のときに、いわゆる国共済等の審議会がありました。その審議会一年もかかりましたでしょうか、そのときに、審議会ではございませぬが、私は懇談会にはたびたび出させていたいただきました。そして個々の経営者側、労働者側、本間に一人一人と何日もかけて話をしましたときに、出た結論が労働者連帯というものであつたときに、ありがたいなと思つて深々と頭を垂れて手を合わせたような気持ちでございまして、この答弁が、五十八年にも実は残つておるわけでありませぬ。それを私が言いますと、すぐそれじゃもつと範囲を拡大するかというふうにおとりたのだしたので、これは余り素直過ぎて申しわけなかつたなと思つております。

したがつて、私は、理論的には他制度からの連帯はそれはあり得ると思ひます。だんだん一元化の方向に行こうという意味において理論的にはあり得ると思ひますが、この現時点でそれは考へておりませぬ、こういうことをあえて申し上げておるわけでありませぬ。私の場合幾らか言語明瞭なれども意味不明というところが時々ございませぬので、その点は御容赦をいただきたいと思ひます。

○中西(續)委員 大臣は将来のことまでかけて言つてはならないというのが先に立つて物を発想しておるから、いろいろ言うものだから、我々わからなくなつてくるのです。ですから、少なくとも私がさつき制限をしたのは、六十四年という限界までの間にはこれはもうかけてないのですね、こういうことを言つておるわけでありませぬから、他に広げないのだな、こういうことを言つておるわけですから、この点は問題ないと思ふのですよ。そうしなければこれが出てくるあれがないのだから。

○竹下国務大臣 現時点においては考へておりませぬということ、六十四年度までということ、今先生おっしゃいましたが、それを含めてお答えをすることができると思つております。

○中西(續)委員 そうしますと、問題は、御存じのように財政調整をするのに一年で四百五十億、こゝでこの前答弁を願つたに、一年で四百五十億、これは七百億から八百億近い赤字になるということ、これを言われました。ところが連合審査では、私は記録をしてあるのだけれども七百億から九百億、門田氏はそう言つています。ですから、それぞれの言い分がそれすらも全部違うということなんです。ですから、少なくともこうしたことからいいますと、じゃ不足額が幾らになるかということ、究極不足額はどのくらいになるのですか。

○坂本説明員 先日お答えいたしました不足額七百億から八百億と申しますのは、現在行つてゐる財政調整四百五十億のほかにその分だけ余分にかかると。これは六十年から六十四年度までの平均でございませぬ。平均一年間にそれだけという意味でございませぬ。したがひまして、国鉄の要員は次第に減つていくわけでございませぬから、初めうちは減少額が少なく、終わりになつてくると多い、それを五カ年平均すると七百億から八百億、こういう点でございませぬ。

○中西(續)委員 トータルすると三千億から四千億ということになるわけですね。

○坂本説明員 ただいまお答えいたしましたように、一年につき七百から八百、この幅を持たせていただいておりますのは、実はどういふ方がおやめになつていくかによつて違ひがあるからそういう幅があるわけでございませぬが、トータルとしては五倍、五年間の分でございませぬから、御指摘のような数字になると思ひます。

○中西(續)委員 そうなりますと、私が不正確で、三千億でなくて三千五百億から四千億、こういうことになると言つておるわけですね。そうなりますと、今積立金が四千三百七十七億あるわけで、住宅貸し付けが一千億、鉄道債券

が一千三百億で二千四百億貸し付けしておるわけなんです。そうすると残る分二千億、こうした内容のものがあるのだけれども、これまでも含めて取り崩しをしたとしても、先ほど言うような金額があるといひます。それならば、これは財産処分だとか何とか言つておられますけれども、まだ未確定の中身です。ですから、今あるもので計算をしますと、不足します。そうすると、では国の負担は何によつてどうするかというのを考へておかないと、今時点での一つの結論は出ないのじゃないか。六十一年度中に結論を得て速やかに具体的にすると申すていまして、それども、そこいらを含めて全体的なものを申すていくということになるのですか。取り崩ししてやるか、この点どうですか。

○坂本説明員 御指摘のように国鉄の積立金は四千三百億あるわけでございませぬが、これも御指摘のように使えるものと使えないものとございませぬ。ただ、どれだけ使えるかというの、今後例へば住宅ローンをどうしていくかという点があつて必ずしも明瞭でございませぬ。したがつて、そういう点を考へたとしても、結論的に言へば到底一年間七百から八百億穴があく分を埋め合わせるわけにはいかないわけでございます。ただ、そういう中で積立金を使うという点も当然考慮される問題だらうと考へております。

○中西(續)委員 それまで使つてしまふということになりますと、それでもなお不足するわけですから、今度は国の負担か何かをまた補てんしなければならぬということに當然なつてくるのです。そうすると積立金はゼロですよ。そうすると今度は、さつき言つたように、大臣が将来のことを考へて先走るといふ物が言えなくなるといふのはそこにはまたかかつてくるわけですね。

したがつて、例へば一元化と言つておりますね。一元化をするとかんとかいふことになつてまいりますと、そういうところと一体的になる場合に、では保証金なしのものがどうなるかといふようなことだつてこれから論議されることは

う必然ですよ。だから、こうした点まで含んで、少なくとも国の負担というのは――出てきた赤字というの、国鉄の皆さんの責任じゃないのです。ですから、その人たちが肩身の狭くないように国がどれだけ負担をするかという政治的な決断だろつと私は思ふのです。それがこの六十一年度中に結論を得るということになると思ふのだけれども、その点についての大臣の決意はどうなんですか。

○竹下国務大臣 これは確かに、いろいろ詰めていかなければならぬと思ひますが、最終的には、これは私一人で決めるわけではございませぬ、もとより各方面との相談の上に行つていかなければならぬと思ひますが、私自身は国庫大臣でありませぬけれども国鉄共済の担当大臣でございませぬから、その辺を踏まえた私自身にも政治決断をすべき点はあるだらうという問題意識は持つております。

○中西(續)委員 そうしない、この一番最後、一、昭和六十五年以降の降分については、その後速やかに対策を講じ、云々というこゝには、文章としてはあつても、今言うものが前提になつてこない、この六十五年以降降分については、その後速やかに対策を講ずるということになかなかないに、いわけですね。なぜかならば、他の共済との関係が、そこにコンセンサスを得ることができなくなつてしまふ。負債だけ持ち込んでいきましようか、なんという話になつてくるわけですから、したがつて、私はその点を強く指摘をしたわけでありませぬ。その点、大臣よろしいですか。

○竹下国務大臣 確かに、強いて申しますならば、その後はどうかというお尋ねに対しては、私も言葉を整理して、白紙であります。こゝ申し上げておるわけでありませぬが、今おっしゃいました意味は私は十分理解をいたしております。

○中西(續)委員 大臣、入らないといふかぬようです。私まだ言ひたいことがあつたのですけれども、今言うようなことがこれから問題になるわけですから、文部大臣にも聞きたいのだけれど

も、大臣やはりもう行かなければいかぬでしよう。そうするとうでできないんだ、最後の文部大臣。——いいですか、それなら一問だけ。

そこで、文部大臣としては、今私が論議をしましたように、この経過があるわけですね。そうすると、大蔵大臣もそうした前提がある程度考えていかないと、いかぬだろうというのを言っておきますけれども、私学共済というものは成熟度もまだ非常に未熟なんですね。したがって、そういうところが今度は大変なところと一体的になるというような条件が将来出てくる可能性があります。私はまだそのことについては了解はしませんけれども、その際に大臣としては、今さっき私が主張するようなことを十分主張をしてやるという意思があるかどうか。

○松永国務大臣 国鉄共済の救済問題であるわけですから、その処理の方法は、連合審査会で官房長官が申し上げ、かつたいま大蔵大臣が申されたとおりでございまして、その趣旨に沿って対処されるものと思いますが、この問題に關して私学共済を所管する文部大臣の立場はどうだという御質問と思えますけれども、私としては、全体の方向を踏まえながらも、私学共済年金制度の沿革等にも配慮をして、私立学校教育の振興に資するという共済のねらいが損なわれることのないように十分に検討して、対処をしてまいれる所存でございます。

○中西(續)委員 大臣がもう出なければいかぬようですから、不十分ですから、後で他の人のときに関連でまた質問をさせていただきますように。

○阿部委員 午後四時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後四時四分開議

○阿部委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。馬場昇君。

○馬場委員 大臣、多くの人がこの私学共済改正案で質問したのですけれども、ずっと聞いています。ここでまじめに聞いておたのですけれども、どうしてもわからないのですよ。素朴な疑問ですけれども、なぜこの私学共済というのを改正しなければならぬのか、そのことが、基本的なことがわからないのですよ。そこで、最初に、なぜ私学共済を改正しなければならぬのかということについて端的に御説明してください。

○松永国務大臣 高齢化社会が到来することはもうだれでも認めることであります。しかもそれが急速に。これに備えて給付と負担の均衡を図り、公平で安定した年金制度の確立がどうしても必要なのであります。この趣旨に沿って、民間の人々にとっては基礎年金の創設、厚生年金の給付の適正化のための法律が既に成立しているところであり、共済年金につきましては、私学共済の場合にはまだ相当の余裕がありますけれども、しかし、このままにしていけばいづれは給付と負担の均衡が崩れて、そしてえらいことになるというふうなことがあるわけございまして、そういう点を考え、かつ、公的年金制度一元化の観点からも、今回どうしても改正が必要であるというふうに考えまして、そこで法案を提案し、審議をお願いしている、こういうことでございします。

○馬場委員 給付と負担の均衡が崩れるというのは、私学共済は今から何年先のことですか。何年と申していただければいいです。

○五十嵐政府委員 現行のままで申しますと、二十一年後の昭和八十一年度に単年度収支が赤字になりますし、保有資産は三十年後の昭和九十年度に赤字に転じるというふうに見込まれるわけでございます。

○馬場委員 二十一年後あるいは三十年後、そこではいゆる給付と負担が崩れるわけですけれども、そういう中で、大臣、この改正をいたしますと私立学校の教職員が有利になる点が何かあるのですか。今、ことしこれを改正して私立学校教職

員が有利になる点がありますか。

○五十嵐政府委員 全般的に申しますと、給付水準が下がるという点は先生御指摘のとおりでございますが、制度自体としてみますと、従来安定でございました組合員の妻の年金権が確立されることというものが一つございします。それから、遺族年金の支給割合でございしますが、現行は二分の一でございましたが、それが四分の三に相なります。それから、退職共済年金、障害共済年金につきましては、現行では退職して初めて支給されますが、今回の改正では、六十歳以上で給与が低い者については、在職中でありましても一定割合、これは今二十万円ぐらゐの所得の方で言いますと二割とか、さらに低い方につきましては五割とか八割の年金が支給されるということございします。それから、組合員となつて短期間で障害となりあるいは死亡した場合の障害共済年金または遺族共済年金につきまして、現行の最低組合員期間の十年分の年金額が保障されていたものが、二十五万分の年金額が保障されることに相なります。

○馬場委員 大臣に政治的に判断を開きたいのですけれども、さっき言われましたようにこの共済が二十一年後負担がちょっと危なくなる。今有利になる点を尋ねたのですけれども、まさにスズメの涙ほどの部分的なものがありますけれども、不利になるものが怒濤のごとく流れてくるわけですね。これは本当に組合員並びに給付を受けている者にとってはマイナス、不利になる点が非常に多い。そういう中でこの法律を提案される時に何か心が痛まなかったかという点と、もう一つは、何に一番留意をなさったのですか、文部大臣として、私学共済を管掌している大臣としてこの改正を出すときに、非常に不利になるのだから、そういう中で少なくとも何を留意なさったかということとをちょっと聞きたいのです。

○松永国務大臣 この制度で妻の年金ができてくるわけでありまして、長期的な観点に立たなければいかぬわけでありまして、先ほど審議官がお答

えいたしましたように、今のままでは八十一年度から単年度収支が赤字になる、九十年年度には積立金がなくなる、こういったことになっているわけでありまして、現在ただいま働いている人あるいは年金をもらっている人のことだけを考えてはいかぬわけでありまして、子や孫の時代がどうなるかということを考えますと、長期的に安定した年金制度を今のうちにつくっておいて、そして世代間の公平を図る、それから制度間の公平を図る、こういったことで、安心してすべての人が年金をもらえるようにということで公的年金制度の一元化というものがあつたわけでありまして、私学共済の場合におきましても、自分たちのところはまだ成熟度が若いからというわけであつておるわけにはいかぬわけでありまして、公的年金制度一元化という流れに沿ひながら、同時に、私学共済そのものとしても長期的展望に立つて安定した年金制度をつくり上げる、そして安心して年金が受け続けられるというように今確立しておく必要がある、こういうことで改正をお願いしたようなわけでございます。

○馬場委員 まさに空虚な答弁にしかすぎないわけですけれども、子や孫の時代とおっしゃいましたけれども、ほかの年金なんかはいろいろ成熟度がありますね。そういうほかの例を見るまでもありませんけれども、少なくとも今この年金を取り巻く状況というのは非常に悪いですね。例えば国鉄共済という破綻に瀕したところをどう救うかという議論が片一方である。さらに片一方で、大きく見ると「増税なき財政再建」というのを今やっている。そういう中で、あなたは、この間は五十年とか百年先、今は子や孫の時代と言われた。一番条件の悪いときにそんな五十年先、百年先、子や孫の時代を考へるのじゃなしに、国鉄の共済が再建をした、増税なき財政再建もできた、そういう環境の中で子や孫の時代というものを考へてやれば、今出ているような改正案、こんなお粗末な組合員やら受給者に犠牲を強いるようなことはあり得なかつたと思うのです。文部大臣としてその

辺のことを主体的に考えなければならなかったの
じゃないか、これを提案するときに。しかし、横
並びとか命令とかそういうのははいはいと受
けて、今言われた答弁なんかでは、そういう担当
大臣の気持ちであればそれは哀れなものに組合員
です、受給者ですよ。私は、その点について強
く、こういうものは今やるべきでないということ
で、本当はここでこれを撤回しなさいということ
を要求すべきだ、こういう気持ちで今いっばい
でございます。

そこで、その論点から申し上げますと、それ
にかかりまして国庫負担の問題についてお尋ねし
たいのです。現在の私学共済に対する国庫負担の
率は幾らですか。

○五十嵐政府委員 ただいま国庫補助をやつてお
りますのは給付費用の百分の十八でございます。

○馬場委員 現在百分の十八です。そこで、この
改正案によりますと基礎年金拠出金の三分の一が
今度は公的負担になっておるわけでございませ
ね。あとはみんな労使の折半になっておる。

そこで、具体的に聞きたいのですけれど
も、現在私学共済に百分の十八の国庫負担があ
る。改正されましたときに基礎年金の三分の一
ということになりまると、例えば来年度実施され
た後の私学共済に金はいくら変わりますか、
国庫負担は。

○五十嵐政府委員 ただいま先生の御指摘のと
おり、国庫補助の方法が変わるわけでございま
すが、その場合の見通しでございまして、昭和六
十一年度で現行制度を前提とした場合には約百
億圓ぐらゐ、それから新しい国民年金への拠出金
の三分の一ということになりますと、むしろ逆に
ふえまして、これは百五十億圓ぐらゐになると
いうことでございます。これは何でふえるかと申
しますと、今度の国民年金への拠出金といいま
す、現在の組合員とその被扶養の奥様の分の率に
応じまして、毎年必要な金額からその比率に応
じてお金を出すというように制度的な改正が
ございまして、今申しました増加額に相なるわ

けでございます。

○馬場委員 そうすると、ちょっとわからな
たのですけれども、国庫負担というのは現在百分
の十八出ている、それから今度の改正によって私
学共済に対しては国庫負担がほとんど今みたくに
ふえていく、こういう改正になっておるのですか。

○五十嵐政府委員 これは先ほど先生からお話
のございましたように、私立学校共済組合の成熟度
がまだ低いということがございまして、成熟度が
低いといひますのは現在組合員が支えておられ
年金受給者の数が少ないということでございます
で、今の制度はそういう年金受給者に対する給付
費の百分の十八を出しするという格好になって
おります。それで比較的に低くなる。ただ、今
度制度改正で、国民年金の拠出金に出します頭割
りの勘定でございまして、これにつきましましては
組合員とそれから組合員に扶養されておられます
の分を出す、それで多いということでございます
が、これは先の方に参りますと、例えば昭和九十
年度をとらしていただくと、現行制度でいま
りますとだんだん成熟度が高まってまいります
で給付費用の分も上がってくるというわけでござ
いまして、昭和九十年で約六百六十億圓ぐらゐ
になるだろう。それで、もう一つの国民年金の拠
出金は、そんなに組合員の数あるいは被扶養者の
数がふえないものでございまして、これは四百
三十億圓となるというふうに予想されるわけで
ございまして。

○馬場委員 じゃ、逆の方からまた質問をいた
しますと、共済年金の給付ですが、この改正によ
りまして給付はどうなりますか。

○五十嵐政府委員 今度の全体の給付水準でござ
いまして、これにつきましましては、減り方とい
いますかそれにつきましましては、減り方とい
いまして、約八割強ぐらゐになるであろうとい
ふふうに考えられます。

○馬場委員 給付は、結局年金の裁定の基礎が下
がりますね。それから、本俸だったのに手当を加
えますから、それで約一五%ぐらゐええと思

う。それから乗率を考えますと一〇%ぐらゐ減
私の計算では給付は大体三五%ぐらゐ現在よりも
下がるのじゃないか、こう計算をしておるのです
が、そうじゃありませんか。

○五十嵐政府委員 私が今八十%と申しました
根拠をまずちょっと御説明させていただきます
と、まず、五十九年度の新規裁定者の平均でござ
います、それで試算いたしますと、夫婦とも六
十五歳以上の場合ですと完成時ではおおよそ現行
水準に比べて平均八六%ぐらゐでございます。

それで、今先生から御指摘のございましたもの
でございますが、従前の給付水準の低い者につ
きましては、その多くが今回制度改正による年金裁
定方式に類似しますので、その給付水準について
は今回の制度改正によりまして影響は比較的少な
くて済むわけでございまして、給付水準の高い方
の方がより強く効いてくるというふうなものであ
るというふうに理解しておるわけでございませ
ね。○馬場委員 では、端的に聞きますけれども、ま
ず勤続年数四十年、そういうモデル事例でも
て、例えば年金の裁定の基礎になる平均本俸、こ
れは大体、現在とこの改正でどう違ってくる
か。

○五十嵐政府委員 私学共済の場合には勤続年数
が四十年の方が比較的少ないものでございま
すが、その数が余り多くないので、完全にこれが正
確なものかどうかはちょっとわかりませんです
が、一応私どもの試算によりますと七七・二%ぐ
らゐになるのじゃないかということでございます
す。

○馬場委員 大臣、今お聞きになっておつて、い
る数字は少し食い違いもあるようでございます
けれども、まずこの改正によって給付の水準が
三〇%程度は下がるということは大體明らかで
ございまして、これはほかの共済も大體そうなるわ
けでございます。そういう中で、これだけこういう
時勢に下がる。

ここでもう一つ聞いておきたいのは、国際的に
は例えば、これはもう公務員の場合合しかないので
すけれども、日本の年金の水準というのは、公務
員を比較した場合に国際的にどうなっているの
ですか。高いのですか、低いのですか。

○山内政府委員 恐縮でございますが、公務員年
金を国際比較しました資料につきましては、厚生
省ではちょっと手持ちがございせん。

○馬場委員 そういふのは文部省にもないのです
か。

○五十嵐政府委員 そういふ資料は持ち合わせて
おりません。

○馬場委員 大臣、例えばこういうものを審議す
るときに、国際的な年金がどうなっているか、こ
ういふことなんかはきちんとしておいて、そうい
う中での日本の年金はと、中曾根さんはすく、国際社
会、国際社会と言っているじゃありませんか。私
が調べたところによりますと、日本を一〇〇とい
はしますと、フランスが一六・一、アメリカが一
三・九、西ドイツが一三・九、イギリスが一
九・三、こういうのが現在の比較、そして今度の
改正で引き下げられますと、欧米諸国の半分近く
になってしまふ、こういう資料を私は実は持っ
ておるわけでございまして。だから私学も、少しは違
うかもしれないけれども、絶対に高くはない。
これが一つの裏から見た問題、現実の問題です。
もう一つ、じゃ掛金は、現在とそれから改正に
なった場合にどういふぐらゐになりますか。

○五十嵐政府委員 長期的な見通しの場合と今度
改正になった場合の掛金の見通しとが若干違ふ
わけでございまして、現在のままでいいますと、掛
金はやはり三・数倍まで上げていかなければい
けなくなるであろうということでございます。

○馬場委員 現在の私学の掛金は大体何%で
ございまして、現在では百分の百二ということ
でございます。

○馬場委員 これがほとんどまたこの改正によ
って上がっていく、こういうことになるわけでござ
いまして。

います。そこで今度の改正は、組合員と給付を受ける者にとっては、来年すぐあらわれるあるいは年数を置いてあらわれるということはあつても、結局、掛金は高くなるわ給付は低くなるわ、何一つとつていいことはないのじゃないですか。

大臣、そこで私は、国鉄の共済を救済する、それから中曾根内閣が進めておる財政再建、その一環、この二つのところからくる改正であつて、私学共済のものについては当面必要はないこと、そこからのしわ寄せでやらざるを得なかつた、こういうような改正ではないか。そういうときに、私学を預かつておる文部大臣というものは、そういうすべて悪くなる、ほとんど悪くなるというものについて何かをやはり発言をし、そしてそこに手当てを加えるというようなことが必要だつたのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○松永国務大臣 今度の私学共済自体の改正をお願いしておるのは、それだけでは国鉄の共済の救済とは直接的には関係ありません。それは別の問題として、政府がする対処方針というのは、先ほど申し述べたとおり、官房長官が連合審査会で申し上げ、かつこの委員会では先ほどの時間帯で大蔵大臣が申したとおりでありまして、そういう方向で政府は対処するものと考えております。

私も私学共済の改正案をお願いしておるのは、繰り返して申し上げます、現在のところは私学共済は組合員数が多い、そして年金の受給者が少ない、すなわち成熟度がまだ非常に若いというところで、しばらくの間は余裕があるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、八十一年度、あと二十年いたしますと単年度収支が赤字になる、そして、それからさらに十年した昭和九十年には掛金率据え置きの上では積立金がなくなる年になる、こういうことであります。現在ではよろしい、しばらくの間はよろしいけれども、いずれ大変な危機的な状況が出てくるわけでありまして、そのときになって改正しようとするは大変な問題になりますし、またそのときの人たちが大変な負担をしなければならぬと

いうことになりますから、今のうちから世代間の給付と負担の公平を図っていくということで今回の改正をお願いしたということでございます。

○馬場委員 そこで、今国鉄の問題について触れられましたので、その点について少し質問を申し上げておきたいと思ふます。

先ほど中西議員も大蔵大臣にも質問をしたところでございますが、特に文部大臣にお聞きしておきたいのは、私学共済から将来国鉄共済に対する財政調整について文部大臣はどうお考えになっておられますか。

○松永国務大臣 先ほどもお答えいたしましたとおり、政府の方針は連合審査会で官房長官が申し上げたとおりでありまして、そしてそれに補足してこの委員会で大蔵大臣が御説明申し上げたとおりでございます。したがって、この趣旨に沿つて対処されるものと考えております。

私学共済を所管する文部大臣はどうなんだというところでございますが、全体の方向を踏まえることが一つ、もう一つは、私学共済年金制度の沿革に配慮することが一つ、そして、私学共済というものが私立学校教育の振興に資するためにこの制度ができておるわけでありまして、そういうねらいが損なわれることのないように十分検討して対処していかねばならぬというふうに思つておるわけでありまして。

○馬場委員 国鉄共済の今日の危機というのは、先ほど議論されましたけれども、これは決して国鉄の責任ではない、国鉄の労働者の責任ではないわけでございます。一にかかつてこれは政府に責任があつて、政府の責任でこの危機に瀕した国鉄共済を建て直さなければならぬ、これが私は原則であらうと思ふます。

そういう中で、具体的に聞きますと、六十一年度から六十四年度までに、官房長官の政府の統一見解があるのですけれども、私学共済から国鉄共済に繰り入れられることは絶対にない、こういうぐあいに理解していいのですか。

○松永国務大臣 それは政府として責任ある立場

で藤波官房長官がお答えしたとおりだろうと思ひまして、「国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようにいたします。」これが政府の統一方針なんでありまして、その答弁の趣旨に沿つて対処されるものだというふうに私は考えております。

○馬場委員 あなたは国務大臣ですから、政府の統一見解というのは中身を十分御存じと思ふのですよ。そういうときに、だらうと思ふますとかそういうような答弁じゃ話にならないわけですか。少なくともあなたは私学共済の管掌大臣であるし、政府の閣僚の一員、政府統一見解というのは十分御存じと思ふのですよ。そういう中で、念を押して言いますけれども、この六十一年度から六十四年度まで私学共済から国鉄共済に財政を繰り入れるというようなことは絶対にないのか、そう理解していいのか、こういうことを聞いています。それはあなたが責任者ですから、答えてください。

○松永国務大臣 現時点ではそういうことはないだらうと思ひますが。

○馬場委員 現時点というのは六十一年から六十四年までのことですか。じゃ、この期間中は繰り入れることはない、こう理解していいんですね。

○松永国務大臣 現在の私の立場、現在で見るところでは六十一年度から六十四年度までの間に私学共済の方で応援するというような事態はないだらうというように、現時点では私は判断いたしております。

○馬場委員 だらうという判断じゃなしに、あなたが管掌の国務大臣だから、私学を担当しておる者として、だらうと思つておるけれども、そうでなかった、変わつてきた、いたし方なかったとか、そういうような態度じゃいけないと思ふのですよ。

もう一つお聞きしておきたいのは、後でこの問題は、さつきちょっと質問を残しました中西議員が関連質問いたしますけれども、六十五年以降はどうかですか。私学共済から国鉄共済に入

れるとか入れないとかの問題、六十五年以降はどうなんですか。

○松永国務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、私学共済を所管する文部大臣の立場として申し上げますと、全体の方向は一つあるわけでありまして、それは踏まねなければならぬことは事実なんでありまして、しかし、私学共済の振興に資するというねらいでもって制度ができておるといふようなこと、こういった点を十分踏まえて、誤りのないように対応していきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○中西(續)委員 ちょっと関連質問。

今、馬場委員の方からお聞きしておりました点で関連をしてぜひお聞かせいただきたいと思ひますけれども、その前に国鉄共済の方が見えですか。国鉄の方は見えですか。——共済だけですね。

○小玉説明員 お答えいたします。

国鉄の場合に、国鉄共済組合の事務局を私どもが兼ねてやつておまして、そういう意味では私は国鉄でもありまして、国鉄の共済組合事務局でもある、こういうことでございます。

○中西(續)委員 先ほど指摘したわけでありまして、先ほど総理大臣はこの年金制度そのものについて、西欧の国有鉄道関係の国からの負担なり内容等について知っておるというけれども、先般来られた国鉄の方あるいは運輸省の方については、どうした内容で国庫負担がされておるかということを知られておらなかったのですね。そして、この前の国鉄の方に答弁いただいたのは、国からの助成金はこれだけありますというのを言われただけであつて、実は年金にかかわる部分については全く触れないままであつたわけでありまして。したがって、日本の場合の国鉄共済年金に対する援助額がどれだけの枠になつておるかということは何目わからないという事態になつておるわけですね。ですから、私たちはこの国鉄の今の助成措置というものは、年金という部分に関しては

○中西(續)委員 もう全く私たちが指摘することに対して触れようとしないう、意図的にですね。

ですから、厚生大臣が来たようですから馬場委員に譲りますけれども、最後に一言だけ国鉄の方にお聞きしますけれども、先ほど言った、文部大臣は答弁できないと言っておられるけれども、組合員の責任ですか、このように赤字になったのは。

○小玉説明員 過去の問題はさておきまして、今後の国鉄の共済財政が危機に瀕するという最大の原因は、国鉄の経営改革、これを進めれば進めるほど要員事情が悪化いたしました、その結果財政が悪化する、こういうことでございます。

○中西(續)委員 過去のことを言わなければ、全く避けたことになるのです。人の責任みたいなことを言っておられるでしょう。こういう態度だから問題なのですね。このことがもう歴然としておるわけですよ。要求すべきは要求をし、解決すべきは解決していかねばならぬ多くの問題があったのに、全くされてないというのが国鉄の現状ですよ。年金制度そのものについても、他国と比較、全部されてないでしょう。それと同時に、今度はそういう無責任な体制と一緒に。何も組合員の責任じゃないわけですから、少なくともここでの掛金あるいは給付金、これをこれからどんどん減額をしたりなんかする、あるいは増額をしたりするというのは絶対にあってはならぬわけですよ。そういうことを抜きにしてすべてがやられておるところにこうした問題が依然として残っておるわけです。

ですから、いずれにしましても、文部省は主管官庁として、この問題についてむしろ積極的なそういう面についての新しい政策なり何なりを求めたとしても、国鉄財政を正確に我々が把握できる体制にして六十五年以降を考えていかぬと大変なものを背負い込むわけでありまして、この点はもう答弁は要りません。大臣はぜひそうしたことを認識した上で、逃げでなくて、積極的な面かどうかを十分考えていただきたいと思ひます。これはまた後日時間をもらってやります。

○馬場委員 厚生大臣にお尋ねいたします。

この委員会にもたびたびおいていただいておりますので、私もこの場所でもじめに答弁も議論も聞いておるのですけれども、先ほど文部大臣にも言ったのですけれども、今度の公的年金制度の改正、本当に何のために改正するのかということがわからぬのです。どんな議論を聞いておいても、答弁を聞いてもわからぬ。

そこで、さらに念を押して、厚生大臣、今度の公的年金制度は何のために改正をするのですかというところに端的にお答えいただきたいと思ひます。

○増岡國務大臣 公的年金の改革の理由は、これから迎えます高齢化社会の到来に備えまして、公的年金制度が長期間公平でかつ安定的に運営していくために、その基盤を確保するというところでございまして、こうした観点から、具体的には基礎年金の導入により制度間の格差の是正を図るとともに、現役勤労者との所得水準のバランスを考慮して年金給付水準を将来に向けて適正化しながら、ピーク時、いわば年金をお受け取りになる方がピークに達するときの保険料負担も軽減しようというところでございまして、この国民年金、厚生年金の考え方に同趣旨のものとして六十二年四月に実施できるようお願いを申し上げたいということでございます。

○馬場委員 それはこの前も御答弁いただきました、それを聞いてもわからないのですけれども、じゃあ聞きますけれども、この改正で真の年金改革というのができるのですか。真の年金の改革というのができるのですかどうですか、端的に答えてください。

○増岡國務大臣 今度の、お願いしております共済年金改革法によって基礎年金の導入ができるわけでございます。その場合に、厚生年金、国民年金とともに、一つの共通項目としての給付の面のある程度の公平が一段落するわけでございます。その後におきまして、いわゆる所得比例方式その他の面につきましては今後制度間の調整と

いうものも考えていきたい。それは基礎年金が導入できるようにいたしました。昭和六十一年四月からその検討に入りたいというふうに考えておるわけでございます。

○馬場委員 これは公的年金の共通基盤、共通項ができ上がるんだというようにお話でございまして。その基盤の上に立つて公的年金の一元化というものを考えておられるわけでございますが、じゃあこの公的年金の一元化の計画はどのようなスケジュールとかどういいう計画でもって進んでいくつもりであるか、その点について御説明ください。

○増岡國務大臣 公的年金一元化は、先ほど申し上げました給付と負担の公平、制度の安定を図ることを目的としておるわけでございます。この一元化も、ただいまのところでは、統合するのがあるいは制度間の財政調整を行うのかということもまだ決まっていないうわけでございまして、この六十二年四月以降そういうことを検討していつて、昭和七十年には一元化を行おうということでございます。そのスケジュールその他につきましては今後の問題でございまして。

○馬場委員 今の一元化の計画というのは六十二年度、統合をするのか、別々にしておいて財政調整をするのか、そういうことを今から検討するとおっしゃったわけでありまして、文部大臣は、このことで孫子の代まで盤石とした年金改革ができるんだ、そういう答弁をなさっておりますけれども、六十二年、来年具体的なそういうことを話をすると今度の答弁でございまして、文部大臣の答弁は、五十年とか百年とか言われましたが、孫子の代までと言われましたが、そういうで

きたこの改正、それが六十二年度いろいろの角度から検討もなされていくということでございまして、孫子の代までこれでいくんだ、これでいいんだというような感覚で私学共済を扱ってもらうては、これは大変なことだというように今も感じておる次第でございまして。そこで、厚生大臣、この政府の国庫負担の将来

あるべき姿というか、国庫負担はふやすべきだとかあるいは減らすべきだとか、国庫負担の公的年金に対するあるべき姿は厚生大臣どう考えておられますか。

○増岡國務大臣 国庫負担につきましては基礎年金の三分の一というところで決めているわけでございます。したがって、現在の情勢から考えますと、この基礎年金そのものの額が五万円でありまして、これをどういいうふうに考えるかといういろいろな御意見もございまして、ございましてけれども、その給付をいじることとはすなわち負担、これは加入者の保険料並びに国庫負担に影響してくる数字でありますので、現在の情勢では今の三分の一という数字を変えるということとは非常に困難であり、またあらゆる方面に影響いたしますので、現状水準を守っていきたいというふうに考えております。

○馬場委員 先ほど文部大臣に言ったのですけれども、今度のこの共済年金の改正というものは、国鉄が破綻に瀕しておる、これを救済するというふうな問題がありますね。それから、「増税なき財政再建」という路線の中で国庫負担を減らしたい、こういうところから出ておって、本来に将来年金で福祉を充実して憲法二十五条に基づく健康で文化的な暮らしを日本の国民がする、そういう立場から行われておるのじゃないんじやないか、私はそう思ひます。

そこで、今基礎年金の三分の一を国庫負担で見るとおっしゃったけれども、この基礎年金そのものが額をまだ上げなければいけない、こういうぐあいには私は思ひます。少なくとも今度のこの法改正で基礎年金の三分の一を改正しても少し上げるべきだと私は思ひますが、大臣、これは財政再建というのではありません、だんだんだんだんふやしていつて基礎年金くらいは全部国で見ると、そういう方向に進んでいくべきだと私は思ひます。そういう意味で、この基礎年金を年々ふやしていつて国庫負担をふやしてこれは全部国で見るといふ方向に進めるべきであると思ひます。

が、大臣はどうですか。

○増岡國務大臣 この制度につきましては、今日まで國庫補助金をこれ以上ふやすという事は、今日の財政事情から極めて困難であるわけでございます。それとともに、我が國の年金制度は社会保険方式で運営されておりました。長らく定着しておるわけでございまして。したがって、國の負担全部で行うという事になります。新しく租税の負担を課さなければならぬということで、國民の合意が得られるかどうかという問題がございまして同時に、掛金をこれまで掛けてきておられたことも考えますと、なかなか容易に踏み切れる問題ではないというふうに考えます。

○馬場委員 この改正によりまして、今日まで各共済に國庫補助金が出ておるわけですね、この國庫補助金が基礎年金の三分の一ということに今度なりまして、そうなる場合に、今日出ている國庫補助金、それが三分の一になった場合に当面はどうなるのか、あるいは将来はどうなるのか。私は國庫補助金というものが減っていく、あるいは逆に言うところ減らすためにやった、こういうぐあいにも考えますのですけれども、その推移はどうなっていくか。

○増岡國務大臣 この國庫補助につきましては、改正前に比べますと國庫補助のふえ方が減る、ただし現在の國庫補助金よりもふえることはもちろんであります。また、保険料をお払いになる方も従来のものよりもうんとピーク時における負担が減ってくる。そのためにある意味で給付の適正化というものを図ったわけでございます。したがって、國庫補助金を減らすために行ったということではございまして、年金制度が長期に安定をするために給付の適正化を行った、その結果國庫補助金のふえ方が少なくなったというふうに御理解いただきたいと思います。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

○馬場委員 大臣、最近國家予算の編成を見ておられますと、國民はだれでも言っておりますが、福祉がだんだんだんだん後退していつておる、教育

もだんだんだんだん後退していつておる、それに比べて軍事費がだんだんだん突出しておる、これは國民だれしも批判しておるのです。だから、こういう今日の、私どもに言わせると軍事大國化路線といふ、そういう路線の中でやはり國庫補助というものは減らされていつていゝんじゃないか。そしてまた、今、國鉄の分割・民営化という中で、國で経営しておいた國鉄を民間にやる。教育の中では教育の自由化という議論が行われて、學校設立の自由として學校選択の自由、言うならば公教育というものを後退させる、そういうことが風潮として出ておるわけでございます。そういう中でこのことが行われてきておる、こういう現状にあるわけでございます。國庫負担が減っていく、社会保障制度の後退だ、そうなるっていく、私はこういうぐあいに思ふのです。大臣は、社会保障制度はこの年金の改革によって後退するの前進するの、こういう判断を持っておられますか。

○増岡國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、年金制度の基礎を安定化するわけで、そのためにやっておる改正でございます。社会保障制度の基礎がかえって安定をするというふうには思ひますし、また、これからそれに必要な予算は我々が努力をして獲得していかなければならぬと考えております。

○馬場委員 長期安定と言われますけれども、その中でいゝゆる社会保障制度を後退させないというのだった、國のかかり、國庫負担というものをききと、例えばさっき言いましたように、基礎年金は全部國で見ると、そこで安定をさせていくんだとか、長期安定、その路線に例えば國庫負担がどうかかわってくるか、これはふやさなければならぬわけですから、そうして本當の意味の社会保障制度の前進というものを考えていたのだと思ひます。

次に、具体的な問題で、例えば既裁定者のスライドが私学共済では今度当分の間なくなつていくのです。そういう点について、既裁定者というの

はお年寄りに決まつてゐる、ほとんどお年寄りで、この人たちが、だんだん物価も上がる、そして普通の人たちの賃金も上がっていく、そういう中でストップするということは、そういう高齢者を生活困難に陥れてしまふ、これは暴挙と言つてもいいぐらゐな内容ではないかと私は思ふのです。そういう点を考えますと、厚生年金にはストップはないようでございます。これは私の調べ違いかどうか知りませんが、私学共済にはそれがあつて、それは私学共済と厚生年金なんか均等に失してはいないかと思ふのですが、これは厚生大臣、文部大臣、両方からお答えしていただきたいと思ひます。

○増岡國務大臣 先ほどから制度間の公平ということをお願いしております。厚生年金に比べますとほかの共済年金はかなり有利な給付を受けておられたわけでありまして、しかし、将来ということを考えますとなかなかそのとおりにはいかないだろうというところで、これから今働いておる若い方々は現在の既裁定者よりかなり低い水準になるだろうと思ひます。そうしますと、これから引退する人はそう高い年金がもらえないのにもかかわらず、一つの世代だけ、団塊の世代だけが一生高い年金をもらつていくことは、世代間の公平ということから考えますと問題があるのではないかと、スライドなさいと思ひます。

○五十嵐政府委員 お答え申し上げます。ただいま厚生大臣からお答えがございましたように、今回の改正では、既裁定者の年金につきましては通年方式による年金額に全部裁減がえをいたします。ただ、現在退職年金受給者の約五七％が通年方式により年金額に上つておるもので、これらの方々につきましては当然物価スライドにいくわけでございますが、残りの四三％の方が一般方式の年金額になつておる。この方が厚生年金その他に比べますと非常に水準が高いという

ようなことが従来からいろいろ御議論がございまして、そういうことから今回の改正になつておるわけでございます。ただ、現在の絶対額だけは保障をいたしまして、新しく裁定がえになりました一般方式により年金額に上つては一定期間ストップをするというふうなことにしております。

○馬場委員 これは文部大臣にお尋ねしますけれども、厚生年金の方は既裁定者はストップはないのです。五年になるのか何年になるのかはつきりしていませんけれども、少なくとも既裁定者はストップをしない、そのぐらゐのことはあなた主張してよかつたんじゃないか。そして賃金にスライドさせるべきだと思ひます。既裁定者のストップの問題と、既裁定者のスライドは賃金にスライドさせるべきだと思ふのですが、これに対する大臣の見解はどうですか。

○五十嵐政府委員 まず御説明をさせていただきます。

現在年金につきましては、たしか國家公務員の賃金水準を見ながらやつていくというふうな格好でやっております。それに対して、厚生年金の方につきましては基本的に物価スライドというところになっておまして、年金の給付水準の調整ということから今度は物価スライドに相なったわけでございます。それで、今度のそういう年金の既裁定者の保障につきましては、絶対額は保障する、ただ新しく裁定した基準に達するまでは待つていただくというふうなことでございまして。

○馬場委員 厚生大臣、時間ですけれども、今の日本の政治の中で、社会保障は後退しつつある、後退させられつつあるというの國民ひとしく思つてゐるところなんです。事実、予算編成なんかについても、軍事費の伸び率に比べて福祉とか教育は伸びてゐない、あるいは医療なんか後退していつておる、こういう実情がありますから、厚生大臣、本當に憲法二十五条に基づきまして社会保障の制度というものは國が一番重視しなければならぬ問題だと思ひますので、今後、この法律

の修正なんかもあるでしょう、あるいは一元化の問題もまた出てくるでしょう、そういう中におきましては、いつまで大臣をしておられるかわかりませんが、ぜひひとつ厚生省頭張っていただきたいということを申し上げて、大臣、ありがとうございます。

そこで、文部大臣、今度はあなたが立たなさいいかぬですよ、もう今まで大分話があつていますから。少なくとも私学共済の担当大臣として、この既裁定者のストップというのはやめた方がいいんじゃないか、それから今まで賃金スライドしてきておつたのだからスライドは賃金制を残す、この法律はこういうことに修正すべきだ、こういうぐあいに思います。こういうことを私たちは後でまた相談したいと思うのですけれども、このくらい私学共済に対して考えるべきじゃないかと思うのですが、これについて大臣はどうですか。

○松永国務大臣 しばしば申し上げますように、私学共済は国共済に右へ倣えて準ずるというところでやってきておりますが、既裁定年金のスライド停止の問題は、その内容につきましては先ほど審議官がお答え申し上げたとおりでありますけれども、これは国共済も同じであるわけでありまして、私学共済だけ別の措置というわけにはまいらぬと思うのであります。したがって御了解をお願いしたいと思います。

○馬場委員 あなたは先ほどから、私学教育の振興と、そのために教育に当たる教職員、そういうものの生活を安定させる、こういう任務を持つていくわけですね。今あなたが言ったことならば、文部大臣は私学共済管理大臣として要らぬじゃないですか。私学共済もほかのところの大蔵大臣かどこかに管掌させればいいじゃないですか。何も自主性もなければ独自性も特殊性もない。私学教育の振興という名分から、あなたはやはりもう少し踏み出すべきだと思うのです。聞いていますか、もう文部大臣は法に關しては要らぬじゃないですか。

そこで、もう一つ追加して言いますと、支給開始

始年齢が六十五歳になっている。六十歳定年というものが今ほとんど行き渡っている。ここに五歳の差があるのであれば、これについてやはり定年と支給というものは直結させるべきだ、間を置いてはいかぬというのがほとんどの人の意見だと思うのですけれども、この問題については大臣はどう考えておられますか。

○五十嵐政府委員 御説明させていただきました。今回の改正におきまして、今御指摘のように、本則上は退職共済年金の支給開始年齢が六十五歳になっております。これは国民年金がそういうことになっていくというところで、今度国民年金を基礎年金として私学共済の組合員、その被扶養者も入るということに相なったものでございますから、そういうことになったのでございますが、ただ、附則におきまして、厚生年金と同様六十歳ということでございます。さらに若干の経過措置を設けておる次第でございます。

ただ、今後の高齢化社会を展望しますと、支給開始年齢の問題は将来一つの検討課題になると思われまします。その場合におきましては、高齢者の雇用動向等も十分踏まえていく必要があるのではないかと、その中には当然定年の問題も入ってくるというふうな考えております。

○馬場委員 大臣、今の答弁も聞いたのですが、やはりこの六十五歳までなるとするのは相当期間で経過措置をとっているわけですね。その期間に定年というものの関係、この辺はやはり慎重に検討してプランクができないようにするということが政府は全部努力しなきゃならぬと思うのですが、どうですか。もう文部大臣にやってもいいです。

○松永国務大臣 支給開始年齢と雇用の接統の問題につきましては、雇用の動向等を勘案しながら総合的に判断をしていかなければならぬというふうに考えております。

○馬場委員 あなたはちょっと、血が流れているか流れていないかと思う。働く人、私学教育を振興するために一生懸命やっている先生たち、そ

ういう人たちがやめるのとらうのとやはりそれをくつつけるのは当たり前じゃないですか。そういう方向に文部大臣として努力する、力が足らなくてできないればそれまででしょうけれども、そういう努力をしようという意欲もないような文部大臣じゃ困りますよ。だから、そういうのは間がないように努力しなければならぬと思うのは当たり前じゃないですか。どうですか。

○松永国務大臣 先ほど審議官がお答えしました、本則では六十五歳としておりますが、実際に六十歳から支給を開始するというところとしておるところであります。

それはそうなんでありまして、その本則と実際とは少し違うわけでありまして、本来的にどうすべきかという点から言えば、支給開始年齢と雇用の接統は大事なことでというふうに思っておりますわけでありまして。

○馬場委員 そこで、懲戒処分による支給制限がおりますね。これについては職域年金部分について支給停止がされるようになっておるのですけれども、この職域年金部分の財産は労使折半になっているわけですね。自分が納めた、労働者が納めたものを懲戒処分によつてもうええ、これはまさに不合理きわまるものであると思うのですよ。このことはまさに別の問題ですね。何か年金をやるのを労務管理に使っている。今こういう格好になつておるわけですが、少なくとも年金と労務管理は別だ。しかも、もううべきものに労働者が半分金を出しておる。そういうことだから、絶対に懲戒処分の問題と年金の問題、労務管理の問題と年金の問題は切り離すべきだ、別個の問題だ、こう思います。本人が金を掛けたのをもうええないので、これはいかでございませうか、大臣。

○五十嵐政府委員 私立学校共済組合は教育基本法の第六條の趣旨に基づきまして制定されたものでございまして、そういうことから、私立学校の共済年金は国公立学校教職員に係る年金との均衡を保つというところで今までも進めてきておるわけでございます。このような観点から、組合員が公

務員の場合における懲戒の事由に相当する事由によりまして処分された場合には、今までも一定の割合につきまして給付制限を行つておるわけでございます。今回の改正案におきましては、従来の基本的な考え方は踏襲するとして、おきまして、新たな共済年金は厚生年金相当部分と職域年金相当部分を区分してございまして、給付制限につきましては職域年金相当部分だけに限定をするというところでございまして。そういうことで、国家公務員共済組合その他もやっておりますものでございまして、私学共済組合につきましても同様に行つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○馬場委員 これはもうあなたが答弁せぬでもいい、大臣でいい。

大臣、これは理屈は簡単というが、職域部分については自分の納めたものだから、そしてそれが懲戒処分でもうええ、おかしい話ですよ。そして、労務管理の問題と年金の問題は別なんですよ。だから、これは改善のためにそういうことを切り離す、懲戒処分と結びつけないということを検討しなければならぬ問題だと思ふし、もう時間もありませんが、この法律を修正すべきだと私は思いますので、申し上げておきたいと思ひます。

そこで、ずっとこの委員会でも問題になつておりました組合員期間の標準報酬月額算出の問題、これはまだ保留して残つておる問題でございますけれども、これは二つ選択の制度があるわけですから、本当に私学の組合員並びに年金をもらつておる人たちが、どっちが有利かというふうな制度の選択の問題ですよ。それから、厚生年金をもらつておる者が早稲田とか慶応とか三十校あるわけですよ。大手は皆そうなんです。そういう人たちの不均衡が出るわけですよ。この人たちは厚生年金だから全期間中の給与の標準額を出している。ところが、同じ私立学校の他のこの私学共済に入つておる人たちはやり方が違う。その差も出てくるわけですよ。それから、さっき言ったように、同じ組合員の中でも不公平が出てくる、こういう問

題がございますので、これはこの法律の附則四条から出てきているわけです。だから、この点については明らかにこれを修正すべきだと私は思うのです。これは先ほどから議論されていますけれども、まだ同僚議員の質問が残っているのですが、答弁は先ほどと同じになるかもしれませんけれども、これは通告をしておきたいと思えます。

それから、もう一つは、高齢組合員がおられるわけです。六十五歳を過ぎた組合員が私学にはおられるわけです。こういう人には六十五歳になったらやはり年金を支給すべきだ。これは六十五歳でも、勤務しておたら支給されないのですよ。だから、六十五歳以上になっている私学の在職者も多いのですが、そういう人たちはやはり年金を支給すべきだ、私はこう思います。

それから、先ほどの選択を標準月額でなさいましたものから、この時点を見る限り、私学共済は非常に賃金の下がるわけです。そういうところには、やはり私学については激変緩和措置というようなものをぜひとっておかなければならない、私はこう思います。

まだまだたくさん問題点があるわけでございますが、時間が参ったわけでございますけれども、さらに我が同僚議員が質問をいたしますけれども、私は、そういう点、本当にもう何にも、国並みでございませうとか、官房長官が言ったことと同じですとか、総理大臣が言ったことと同じでございますとか、何も言わなくて、私学の教育の振興、そこに働く人、その管掌する大臣としてこの際やはり言うべきは言う、修正すべきは修正すべき、そういうような態度を文部大臣がとられることを要求して、私の質問を終わります。

○阿部委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後五時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和六十年十二月九日印刷

昭和六十年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局